

令和5年度 保育園入園のご案内

渋谷区



© SHIBUYA HACHI PROJECT

【お問い合わせ・送り先】

渋谷区子ども家庭部保育課 入園相談係

電話：03(3463)2492(受付時間 8：30～17：00)

〒150-8010 渋谷区宇田川町1番1号（渋谷区役所本庁舎4階）

<https://www.city.shibuya.tokyo.jp/kodomo/hoiku/index.html>

保育に関するサイトはこちらの

QRコードからもアクセスできます。



目 次

★保育園とは？

- P.1 保育園とは？
- P.2 渋谷区における保育施設について
- P.4 子ども・子育て支援制度／保育の必要性
の認定
- P.5 教育・保育給付認定申請及び利用申込み
から決定までの流れ

★申込みについて

- P.6 申込み方法
- P.6 オンライン申請
- P.6 郵送申込み
- P.7 令和5年度利用調整（入園選考）日程
- P.8 申込みに必要な書類
- P.10 希望保育園を記入するにあたって
- P.10 育児休業取得期間・育児のための休学期
間の申込みについて
- P.11 出生前の利用申込み
- P.11 入園できなかったとき
- P.11 転園申込み
- P.12 障がいのあるお子さん、疾病等のある
お子さんの利用申込み
- P.12 申込み後の状況変更
- P.12 区外の保育園の申込み
- P.13 区外在住の人が渋谷区の保育園を申込む
とき
- P.14 利用調整基準表

★園での生活について

- P.16 保育実施期間（保育園に通園できる期間）
- P.17 保育時間
- P.18 延長保育
- P.19 食物アレルギー等への対応について
- P.19 園での薬の取扱い及び医療行為について
- P.19 入園後の状況変更
- P.20 繼続通園の手続き
- P.20 入園後、下の子を出産し育児休業を取得
する場合の特例

★保育料について

- P.21 保育料について
- P.22 月額保育料
- P.23 延長保育料

★保育施設案内

- P.24 区立保育室
- P.26 居宅訪問型保育事業（待機児・障がい児）
- P.28 区立幼保一元化施設
- P.29 小規模保育事業
- P.30 認証保育所
- P.30 企業主導型保育事業
- P.30 その他の認可外保育施設
- P.30 待機児童対策

★保育利用料の軽減

- P.31 保育利用料の軽減
- P.32 保育利用料の軽減に係る保育の必要性
の認定

★保育サービスについて

- P.33 保育園在園中のサービス
- P.34 その他の保育サービス
- P.37 入園後の情報配信について

★その他

- P.38 Q&A
- P.42 渋谷区内の認可保育園一覧
- P.43 渋谷区内の認証保育所一覧



保育園とは？

保護者が働いていたり、病気などのため、家庭で保育することができないお子さんを保育する児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づく施設です。「集団生活を体験させてみたい」「幼児教育の場として利用してみたい」という理由だけでは、利用の対象になりませんのでご注意ください。

保育が必要な事由

- 【就労】 1か月48時間以上就労していること。
- 【妊娠・出産】 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- 【疾病・障害】 疾病若しくは負傷、又は精神若しくは身体に障がいを有していること。
- 【介護・看護等】 同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む）を常時介護又は看護していること。ただし、三親等以内の親族に限る。
- 【災害復旧】 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- 【求職活動】 求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っていること。
- 【就学】 学校教育法に規定する学校、専修学校、各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること、又は職業訓練を受けていること。
- 【虐待・DV】 児童虐待を行っている、若しくは再び行われるおそれがあると認められること、又は配偶者からの暴力によりお子さんの保育が困難であると認められること。
- 【育休中の利用】 育児休業に係る児童以外のお子さんが保育園等をすでに利用しており、育児休業の間に保育園等を引き続き利用することが必要と認められること。

クラス年齢表

クラス	生年月日	
5歳児	H29・4・2 (2017)	～ H30・4・1 (2018)
4歳児	H30・4・2 (2018)	～ H31・4・1 (2019)
3歳児	H31・4・2 (2019)	～ R2・4・1 (2020)
2歳児	R2・4・2 (2020)	～ R3・4・1 (2021)
1歳児	R3・4・2 (2021)	～ R4・4・1 (2022)
0歳児	R4・4・2 (2022)	以降に生まれたお子さん

保育施設のクラスは、4月1日現在の年齢で決まります。

年度の途中で誕生日を迎える、年齢が上がっても、クラス年齢は変わりません。

渋谷区における保育施設について

渋谷区における保育施設は、次表のような種類があります。施設の種類により、申込み先等が異なりますのでご注意ください。

施設の種類	含まれる保育施設等	概要	申込み先
認可保育園	区立保育園	渋谷区が設置・運営している保育園です。	保育課 入園相談係
	私立保育園	社会福祉法人・株式会社等が設置・運営している保育園です。	
	認定こども園 (保育所型)	国の指針を元に、都道府県知事が定めた認定基準を満たして認定を受けた認可保育園です。保育が必要なお子さんに加え、3～5歳になると短・中時間のお子さんもお預かりします。 ※短・中時間については、各園に直接お問い合わせください。	
地域型保育事業	小規模保育	渋谷区が認可する0～2歳児クラスのお子さんを小規模施設で保育する事業です。 保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う「連携施設」を設けています。 (P.29 参照)	保育課 入園相談係
	居宅訪問型保育	保育を必要とする乳幼児の居宅で、1対1を基本とした家庭的保育を行う事業です。 認可保育園に申込みして待機となった0～2歳児クラスに該当するお子さんまたは障がい等により集団保育が困難であり、事業者との面接で預かりが可能と判断された1歳から小学校就学前までのお子さんを対象とした事業です。 (P.26 参照)	
幼保一元化施設	山谷かきのみ園 千駄谷なかよし園	区立幼保一元化施設の詳細については、P.28 を参照してください。	
認可外 保育施設	区立保育室	渋谷区が設置し、民間事業者に運営委託している施設です。認証保育所に準じた基準を満たしています。認可保育園に申込みし、待機となったお子さんを対象とした施設です。 (P.24 参照)	

施設の種類	含まれる保育施設等	概要	申込み先
認可外 保育施設	認証保育所 【保育利用料軽減】対象	東京都が定めた基準を満たして、東京都が認証した施設です。5歳児までお預かりする施設と、2歳児までお預かりする施設があります。（P.30 参照）	各施設 ※保育利用料の軽減については、P.31 及び区ホームページを参照してください。
	企業主導型保育 【保育利用料軽減】 一部対象	企業が設置し、任意で他の企業や地域のお子さんを受け入れることもできる保育施設です。（P.30 参照）	
	その他の 認可外保育施設 【保育利用料軽減】 一部対象	上記以外の民間事業者が運営している保育施設です。（P.30 参照）	

施設の種類について

◆認可保育施設

国が定めた基準（広さ、保育士数等）を満たして、都道府県知事に認可された施設です。

◆地域型保育事業

地域における多様な保育ニーズに対応するため、少人数（19人以下）の単位で0歳から2歳の乳幼児を保育する、区に認可された事業です。

上記のほかに家庭的保育事業・事業所内保育事業があります。（渋谷区民のお子さんが事業所内保育事業を利用するためには渋谷区で「保育の必要性の認定（教育・保育給付認定）」を受ける必要があります。）

◆幼保一元化施設

区が条例に基づき設置している、認可保育園・幼稚園・認可外保育施設から構成される施設です。

◆認可外保育施設

国又は市区町村の認可を受けている保育施設以外の施設です。

地域こども・子育て支援事業

P.2 の施設以外にも、全ての子育て家庭を支援するため、地域のニーズに応じた子育て支援を行なう地域こども・子育て支援事業を実施しています。（一時預かり事業・延長保育事業等）

子ども・子育て支援制度／保育の必要性の認定

「子ども・子育て支援制度」の対象となるP.2の施設を利用するにあたっては、「保育の必要性の認定（教育・保育給付認定）」を受ける必要があります。

「保育の必要性の認定（教育・保育給付認定）」は保育園等の入園申込みと同時に保育課入園相談係で申請することができます。

認定区分	対象となるお子さん	利用できる主な施設・事業	認定の有効期間
1号認定	満3歳以上で、 教育を希望される場合	幼稚園 認定こども園（短・中時間）	小学校就学前まで
2号認定	満3歳以上で、 「保育が必要な事由」 に 該当し、保育所等での 保育を希望する場合	保育園 認定こども園（長時間）	最長で小学校就学前まで ※「保育が必要な事由」によ り異なります。
3号認定	満3歳未満で、 「保育が必要な事由」 に 該当し、保育所等での 保育を希望する場合	保育園 認定こども園（長時間） 地域型保育	最長で満3歳の前日まで ※「保育が必要な事由」によ り異なります。

保育の必要量

「2号認定」または「3号認定」を受ける人は、就労の時間その他の事由に応じて、「保育の必要量」の認定を行います。「保育標準時間」と「保育短時間」では、保育園の利用できる時間（保育時間）が異なります。保育時間の詳細はP.17をご覧ください。

保育必要量の区分	実際の就労時間	保育時間
保育標準時間	概ね1か月120時間以上の就労を常態	1日あたり11時間まで
保育短時間	1か月48時間～概ね120時間未満の就労を常態	1日あたり8時間まで

※「保育の必要量の区分」は保護者それぞれについて判断し、必要量の少ない保護者の区分となります。

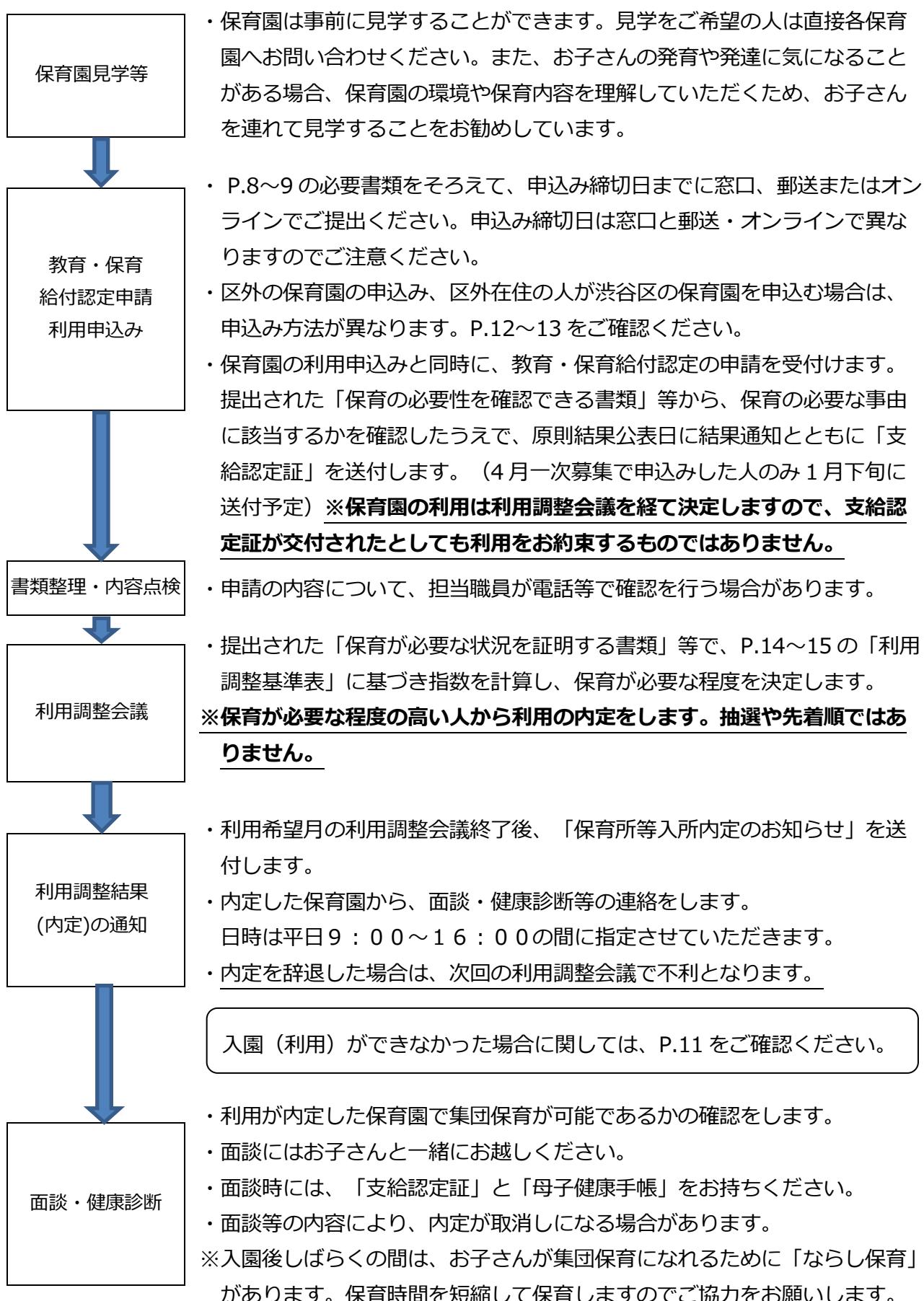
支給認定証の交付

保護者が「保育が必要な事由」に該当する場合、認定区分や保育の必要量を記した「支給認定証」を交付します。

教育・保育給付認定に係るその他の手続き

認定区分や保育の必要量などの認定内容を変更する場合や、住所・氏名が変更になった場合、支給認定証を紛失し再交付する場合などは、別途手続きが必要になります。

教育・保育給付認定申請及び利用申込みから決定までの流れ



申込み方法

- ・認可保育園、地域型保育事業、区立幼保一元化施設及び区立保育室の利用をご希望の場合は、P.8～9の必要な書類をそろえて、保育課入園相談係の窓口、郵送またはオンラインで申込みしてください。
- ・区立保育室及び地域型保育事業（居宅訪問型保育事業、小規模保育事業）については、申込条件等が認可保育園と異なりますのでP.24～29を確認のうえ申込みしてください。
- ・入園の申込みの締切日は、P.7「令和5年度利用調整日程」を参照してください。

オンライン申請

- ・令和5年度からオンライン申請が可能になりました。詳細は区ホームページをご確認ください。
- ・事前にオンライン申請の利用者登録をする必要があります。
- ・オンライン申請の締切日は窓口申込みの締切日と異なります。余裕を持って申込みしてください。
- ・オンライン申請は令和5年度入園の利用申込みからご利用いただけます。令和4年11月から令和5年1月入園の申込みはできませんのでご注意ください。
- ・受付開始日は以下のとおりです。開始日前のオンライン申請はできませんのでご注意ください。

区分	オンライン受付開始日	(参考) 窓口受付開始日
4月一次	10月3日(月)	10月20日(木)
4月二次 以降	12月1日(木)	12月1日(木)

郵送申込み

- ・郵送申込みの締切日は窓口申込みの締切日と異なります。郵送の申込み締切日（消印有効）を過ぎて到着した場合は、次月の申込み扱いとなります。余裕を持って送ってください。
- ・郵便事故などによる書類の未着に関して区は責任を負いかねます。郵送で利用申込みをする場合は、提出書類の写しを取り、ご自身で到着確認ができる方法（書留やレターパック等）で送ってください。
- ・「保育園入園申込（郵送）チェックシート」に必要事項を記入のうえ、申込者の本人確認書類のコピーと必要書類と共に送ってください。
- ・不足書類等がそろわなかつた場合は、利用調整上不利になることがあります。
- ・令和4年度（12月）と令和5年度（4月一次）の中込み書類を同時に郵送する場合は、締切日が異なるのでご注意ください。

【送り先】〒150-8010 渋谷区宇田川町1番1号 渋谷区役所 保育課入園相談係

令和5年度利用調整（入園選考）日程

※転園申込みも同じ日程です。

入園希望日 2月1日、3月1日入園 はありません。		オンライン申請・ 郵送申込み締切日 (消印有効)	窓口申込み締切日	利用調整結果 公表日	延長申込み 締切日 (区立園のみ)
4月1日	一次	令和4年11月22日(火)	令和4年11月30日(水)	2月1日(水)	2月20日(月)
	二次	令和5年2月8日(水)	令和5年2月10日(金)	3月2日(木)	3月16日(木)
5月1日		3月29日(水)	4月5日(水)	4月14日(金)	4月24日(月)
6月1日		4月25日(火)	5月8日(月)	5月17日(水)	5月25日(木)
7月1日		5月29日(月)	6月5日(月)	6月14日(水)	6月22日(木)
8月1日		6月28日(水)	7月5日(水)	7月14日(金)	7月25日(火)
9月1日		7月31日(月)	8月7日(月)	8月17日(木)	8月25日(金)
10月1日		8月29日(火)	9月5日(火)	9月14日(木)	9月25日(月)
11月1日		9月28日(木)	10月5日(木)	10月17日(火)	10月25日(水)
12月1日		10月27日(金)	11月6日(月)	11月15日(水)	11月24日(金)
1月1日		11月22日(水)	11月30日(木)	12月11日(月)	12月19日(火)

- 申込み締切日までに提出のあった書類に基づいて利用調整会議を行います。
- 延長保育の結果は、延長申込み締切日の数日後にお伝えします。
- 令和6年4月1日入園は、令和5年10月上旬～令和5年11月下旬の間で募集する予定です。詳細は区ニュース・区ホームページでお知らせいたします。
- 居宅訪問型保育事業については、内定から利用開始まで1か月程度の期間を要するため、原則として申込み締切日が認可保育園等よりも1か月早くなります。

※申込み方法によって、一部必要書類が異なります。

申込みに必要な書類

※オンライン申請する人は★印の書類は必要ありません。

●本人確認・マイナンバー確認書類

①窓口申込み：写真付き1点（運転免許証やマイナンバーカード等）、写真無しは2点（健康保険証等）及び保護者・申込み児童の個人番号（マイナンバー）確認資料をお持ちください。

②郵送申込み：上記本人確認書類のコピーを送付してください。

③オンライン申請：上記本人確認書類の画像をアップロードします。お手元にご用意ください。

※郵送申込み、オンライン申請する人は、住民登録情報からマイナンバーを確認します。「保育園入園申込（郵送申込）チェックシート」、「オンライン入力フォーム」で住民登録情報の確認に同意をお願いします。

●入園申込書一式（★）

※1世帯につき1部を提出

①教育・保育給付認定申請兼保育所等利用申込書

または転園申込書

②家庭状況票

③児童状況確認票

※申込み児童数分ご用意ください。

④エントリーシート

※オンライン申請する人はエントリーシートの内容を必ず確認してください。



本案内に同封されていない書類は、
保育課の窓口または渋谷区のホームページから
ダウンロードできます。

●保育の必要性を確認できる書類

・下表を参考に、保護者（父・母）ともに該当する書類をそれぞれご用意ください。（ひとり親の場合は1人分）

【注意】就労証明書、診断書、在学証明書等は、令和4年9月15日以降の証明日のものが有効になります。

全員
提出

父 母	保育を必要とする事由	必要書類	備考
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	雇用されている場合（親族経営の場合は自営業の場合に該当）	就労証明書	勤務先に就労証明書の記載を依頼してください。
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	自営業の場合（自営業者・会社経営者・会社役員・内職などの場合または就労先の代表者が配偶者・親族である会社の場合）	以下の2点 ・就労証明書 ・直近の源泉徴収票の写し または確定申告書の写し	ご自身で就労証明書を記載してください。 直近の源泉徴収票か確定申告書の写しがない場合は「登記簿謄本(履歴事項全部証明書)・開業届・営業許可証等」と「直近2～3か月分の収入がわかる書類」の2点をご用意ください。
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	求職活動中の場合	就労内定 就労証明書	・就労を開始した後に就労実績を確認するため、「就労証明書」の再提出が必要になります。 ・入園後に内定先に就労しなかった場合は、退園となります。
		求職活動に関する申立書（★）	区の様式をご用意ください。
<input type="checkbox"/>	出産前後の場合	母子健康手帳（表紙と分娩予定日のページ）の写し	
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	疾病や心身に障がいがある場合	以下のいずれか1点 ・障害者手帳の写し ・診断書の写し	診断書には家庭内で保育ができない状況が記載されているものが有効となります。医師に依頼して、写しをご用意ください。
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	同居の親族（申込み児童の保護者からみて三親等以内）の介護・看護をしている場合	以下の2点 ・介護・看護状況申告書 ・介護保険被保険者証等の写し	区の様式をご用意ください。
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	就学の場合	以下の2点 ・在学証明書の写し ・授業のカリキュラム等の写し	

●状況により必要な書類 ※該当者のみ						
父 母	状況	必要書類				
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	・産前産後休業・育児休業取得中・入園月までに取得予定がある場合 ・その他本人の意思による休業・休学・休暇等を取得している場合	復職・復学に関する申立書(★)				
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	就労実績が入園希望月で6か月未満かつ2か月以内に前職がある場合	前職の就労期間がわかる書類 (離職票、健康保険資格喪失証明書、源泉徴収票等の写しなど)				
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	勤務時間が一定でない就労の場合 (交替制やフレックス制・不規則な勤務形態等)	シフト表や勤務表の写し(直近2~3か月分) (ない場合は「就労状況申告書(区の様式)」に勤務状況を記入のうえご提出ください。)				
<input type="checkbox"/>	申込み児童を認可外保育施設やベビーシッター等に有償で預けている場合	受託証明書(区の様式) ※兄弟同時に申込みする場合は、それぞれご用意ください。				
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	保育士・幼稚園教諭の場合 (勤務先が認可保育園・認定こども園・認証保育所・地域型保育事業・企業主導型保育事業所・自治体が設置した認可外保育施設の場合)	・ 保育士等優先入園申立書(区の様式)(★) ・ 優先適用を希望する場合は保育士証または幼稚園教諭免状の写し				
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	外国籍の場合	在留資格を証明する書類(在留カードの写し等) ※就労・就学ができる在留資格であること				
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	祖父母が65歳未満で、かつ同居(同一敷地内に居住)している場合 ※同じ建物内で部屋番号が別でも同居の扱いになります。	祖父母が保育にあたれない状況を証明する書類 (祖父母の就労証明書や診断書等)				
<input type="checkbox"/>	渋谷区に転入予定がある場合 ※お住まいの自治体での申込みになります。 (詳細はP.13をご覧ください)	以下の2点 ・ 転入手続きに関する同意書(区の様式) ・ 賃貸契約書か売買契約書の写し (転入予定地・引渡し日・契約者双方の押印があるもの) ※渋谷区在住の親族宅等に同居する場合は、以下の2点 ・ 転入手手続きに関する同意書(区の様式) ・ 居住先の不動産の所有・賃貸状況を確認できる書類の写し (賃貸契約書・売買契約書・固定資産税納税通知書等)				
<input type="checkbox"/>	ひとり親世帯の場合 ※(元)配偶者と同一住所に住民票がある場合はひとり親世帯になりません。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">離婚した人 未婚の人</td> <td style="padding: 5px;">以下のうちいずれか1点 ・ひとり親医療証の写し ・児童扶養手当証書等の写し ・児童育成手当受給証明書の写し ・戸籍全部事項証明書の写し</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">離婚裁判中の 離婚調停中の 人</td> <td style="padding: 5px;">離婚裁判中または調停中であることを証明する書類 ※上記書類を提出できない場合、配偶者の就労証明書・税資料等が必要です。</td> </tr> </table>	離婚した人 未婚の人	以下のうちいずれか1点 ・ ひとり親医療証の写し ・ 児童扶養手当証書等の写し ・ 児童育成手当受給証明書の写し ・ 戸籍全部事項証明書の写し	離婚裁判中の 離婚調停中の 人	離婚裁判中または調停中であることを証明する書類 ※上記書類を提出できない場合、配偶者の就労証明書・税資料等が必要です。
離婚した人 未婚の人	以下のうちいずれか1点 ・ ひとり親医療証の写し ・ 児童扶養手当証書等の写し ・ 児童育成手当受給証明書の写し ・ 戸籍全部事項証明書の写し					
離婚裁判中の 離婚調停中の 人	離婚裁判中または調停中であることを証明する書類 ※上記書類を提出できない場合、配偶者の就労証明書・税資料等が必要です。					
<input type="checkbox"/>	2人以上のお子さんを同時に申込む場合 ※利用申込書の裏面で⑩その他に該当する場合や、①~⑨の選択肢に不安がある場合はご提出ください。	兄弟姉妹希望組み合わせ表				
<input type="checkbox"/>	神宮前保育園にじを希望する場合	神宮前保育園にじに関する希望確認書(★)				
<input type="checkbox"/>	出生前の利用申込みをする場合 ※4月一次募集及び二次募集のみ	出生前の保育所利用申込に係る同意書(★) ※生まれてくるお子さんの産休・育休を取得する場合は、「復職・復学に関する申立書」も必要です。				
<input type="checkbox"/>	郵送申込みをする場合	保育園入園申込(郵送申込)チェックシート(★) ※マイナンバーの住民登録情報確認について同意のチェックをしてください。				
●その他						
	※提出がなくても申込みは可能。保育料の決定のために入園までに必要になります。					
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	海外収入がある場合 【対象:日本で住民税の課税がない人のみ】 ※・保護者全員分の提出が必要です。 ・令和4年の収入を証明する書類は、7月末までに提出してください。 ・渋谷区で住民税が課税されていない人についても税資料の提出を求めることがあります。	<p>◆4月~8月利用申込みの人 以下の2点(令和3年及び令和4年の収入分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間収入申告書(区の様式) ・海外収入を証明する書類等 <p>◆9月~1月利用申込みの人 以下の2点(令和4年の収入分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間収入申告書(区の様式) ・海外収入を証明する書類等 				
<input type="checkbox"/>	里親世帯である場合	里親であることを証明する書類				

希望園を記入するにあたって

- ・申込み時に空きがなくても利用調整会議の日までに空きが発生していることもありますので、空き状況に左右されず「毎日通える範囲で、入りたい順番に」記入してください。（認可保育園、区立幼保一元化施設及び小規模保育事業はあわせて最大8園まで、区立保育室及び居宅訪問型保育事業はあわせて最大3園まで）
- ・利用調整はP.14～15の「利用調整基準表」に基づき指標により行いますので、「第1希望だから有利、第〇希望だから不利」また「第1希望のみだから有利」ということはありません。
- ・内定した保育園を辞退した場合には、次回の利用調整会議で不利となります。
- ・別紙A3サイズ資料「令和5年4月入園の募集人数（予定）」（第1面）「保育園・幼保一元化施設一覧」（第2～4面）を確認ください。第3面の【その他特記事項】欄は工事予定などが記載されていますので、必ず確認してください。

育児休業取得期間・育児のための休学期間の申込みについて

保護者が育児休業取得中、育児のための休学中またはその他本人の意思による休業・休学・休暇等を取得している場合は、お子さんを保育園でお預かりすることはできませんが、**入園した月中**（1月入園のみ3月まで）**に復職・復学することを条件に申込みできます。**

- ・育児休業を取得している期間の申込みの際は就労証明書の他に、当区指定の「復職・復学に関する申立書」を提出し、**入園後に「復職証明書」（勤務先の証明）を提出することが必要です。**
- ・復職とは、申込み時点の勤務先へ戻り就労することを意味します。**転職は復職に含みません。勤務先や派遣元は変わらず、勤務地や派遣先のみ変更となる場合は復職とみなします。**
- ・育児のための休学をしている期間の申込みの際は在学証明書の写しと授業のカリキュラム等の写しの他に区指定の「復職・復学に関する申立書」を提出し、入園後に復学したことがわかる書類（就学先が発行した復学証明書等）を提出することが必要です。

★以下の場合は、退園（内定取消し）になる可能性があります。

- ・「復職証明書」や復学したことがわかる書類を保育課で指定した期日（入園月の翌月10日）までに提出がない場合
- ・入園した月に就労・就学実績がない場合（有給休暇は就労実績になりません。）
- ・入園月より前に復職して受託証明書が提出されなかった場合
- ・復職後の就労日数・時間が申込み時と比較して大幅に下回っている場合

※大幅に下回っている場合とは、正規の勤務日数が減る（週5日勤務で申込みをした人が週4日で復職した）場合や、正規の就労時間が減る（1日8時間勤務で申込みをした人が1日7時間勤務で復職した）場合などです。ただし、勤務先の育児時間の制度を取得する場合は、週4日・1日8時間以上または週5日・1日6時間以上のいずれかの就労であれば退園（内定取消し）にはなりません。

出生前の利用申込み

4月の一次募集及び二次募集のみ出生前のお子さん（令和5年4月1日までに出産予定のお子さん）についても、申込みを受付けます。ただし、保育園でのお預かりは出生後5日目以降となるため、出生日により5月1日又は6月1日入園となることがあります。
また、入園が内定していても、出生日が4月2日以降となった場合は内定取消しとなります。

入園できなかつたとき

- ・申込書は令和6年1月入園分まで有効です。希望の園に欠員が生じた場合に利用調整の対象となります。有効期間内であれば、毎月申込みの手続きをする必要はありません。ただし、出産・求職等の要件で申込みされた場合は、認定期間内に限ります。
- ・利用調整の結果、入園できなかつたときは、利用を希望した最初の月のみ「**利用調整結果通知書（待機）**」を送付します。それ以降は利用が内定しない限り連絡しません。内定を辞退した場合は、「**利用調整結果通知書（待機）**」は送付されません。
- ・育児休業給付金の延長などの手続きにあたって、利用を希望した最初の月以降に認可保育所に入所していないことの証明書が必要な場合は『**認可保育園の利用調整結果照会依頼書**』を申請してください。（郵送または電子申請）
- ・令和6年4月入園分は、別途、申込みが必要です。

転園申込み

- ・転園を希望する場合は、P.8～9の必要な書類をそろえて、保育課入園相談係の窓口、郵送またはオンラインで申込みしてください。
- ・申込みは令和6年1月入園分まで有効です。希望の園に欠員が生じた場合に、利用調整の対象となります。有効期間内であれば、毎月申込みの手続きをする必要はありません。
- ・令和6年4月入園分は、別途、申込みが必要です。
- ・同条件で新規入園希望の人と転園希望の人の申込みがあった場合は、原則として新規入園希望の方が優先されます。（認可園の在籍児については育児休業中の加算、受託の加算は付きません。）
- ・転園月中に復職する場合を除き、育児休業中の転園の申込みはできません。転居により転園が必要な場合は保育課入園相談係までご相談ください。
- ・転園の内定が出た場合は、元の保育園には別のお子さんが内定していますので、転園を辞退することはできません。年度途中で転園の必要がなくなった場合は、必ず申込み取下げの届出をしてください。
- ・転園申込みしていた人が在園している保育園等を退園した場合は、転園申込みは取下げとなります。
- ・他の自治体の認可園からの転園も上記の取扱いとなります。
- ・転園の場合も入園後しばらくの間は、保育時間を短縮して「ならし保育」を行います。

障がいのあるお子さん、疾病等のあるお子さんの利用申込み

障がいや疾病、発達の遅れなど気になることがあるお子さんについては、利用申込みした保育園の状況（すでに障がいのあるお子さんが在園している場合や、保育園の受け入れ体制が整わない場合等）により、入園する保育園を調整させていただくことがあります。

また、内定後、保育園での面接・健康診断の時点で判明した場合は、内定した保育園の状況によっては受け入れられない可能性もありますので、必ず事前にご相談ください。

※保育園でお預かりできるのは、医師の判断に基づき、集団での保育が可能で日々通園ができるお子さんになります。医療的ケアの必要なお子さんのお預けを検討している場合は、別途ご相談ください。

申込み後の状況変更

※利用調整の結果、入園できず待機している人も含みます。

- ・申込み後に住所、就労状況、家庭状況の変更、新たにお子さんの出産予定や産休・育休期間が決まった場合及び希望保育園の追加・削除等があった場合は、すみやかに保育課入園相談係に届出をしてください。
- ・申込み締切日までに届出のあった変更後の内容で利用調整を行います。各締切日については、P.7「令和5年度利用調整（入園選考）日程」をご参照ください。なお4月一次募集のみ追加書類の提出締切日として、令和4年12月7日（水）（必着）となります。
- ・申込み締切日以降に就労先や就労内定先の変更等があった場合は、内定取消になる場合があります。
- ・保育園の利用の必要がなくなった場合は、すみやかに保育課入園相談係に申込み取下げの届出をしてください。

区外の保育園の申込み

- ・渋谷区民が渋谷区外の保育園の申込みをする場合の窓口は、原則として渋谷区の保育課入園相談係です。
- ・事前に希望する保育園を管轄する市区町村に「申込み要件、申込み締切日、必要書類、空き状況等」を確認し、締切日の10日前までに渋谷区保育課の窓口で申込みください。郵送やオンラインでの申込みには対応しておりません。結果は渋谷区からお知らせします。
- ・転出予定の人は、転出後に転出先の自治体で改めて保育所利用申込みをする必要がありますので、必ずお手続きをお願いします。

区外在住の人が渋谷区の保育園を申込むとき

- 利用調整の際には、渋谷区民が優先されます。
- 渋谷区に転入予定のない人については下記の「渋谷区に転入予定のない人の申込み制限」があります。

申込み窓口	申込み日現在、お住まいの区市町村の保育担当窓口
申込み締切日	渋谷区の各入所希望月の窓口申込み締切日（P.7「令和5年度利用調整（入園選考）日程」）までに渋谷区に申込み書類が届くように、 2週間～10日前までに申込み日現在、お住まいの市区町村の保育担当窓口に申込みをしてください。
必要書類	<p>◆渋谷区に転入予定がある人 下記①～③の書類を、渋谷区の様式でそろえてください。</p> <p>①申込書等一式（P.8～9「申込みに必要な書類」参照）</p> <p>②「転入手続きに関する同意書」</p> <p>③入所希望日の前月末日までに渋谷区に転入することが確認できる書類</p> <ul style="list-style-type: none">・賃貸契約書か売買契約書の写し (転入予定地・引渡し日・契約者双方の押印があるもの)・渋谷区在住の親族宅等に同居する場合は、「居住先の不動産の 所有・賃貸状況を確認できる書類の写し」（固定資産税納税通知書・賃貸契約書・売買契約書等） <p>◆渋谷区に転入予定のない人 ・申込書等一式（P.8～9「申込みに必要な書類」参照）を渋谷区の様式でそろえてください。</p>
結果	申込みをした、お住まいの市区町村を経由してお知らせします。
申込み後の手続き (転入予定で申込みをした人)	転入後、利用調整の結果にかかわらず、 入園希望月の前月末日 （末日が休日の場合は前営業日）（例：10月1日入園希望⇒9月29日）までに、 渋谷区での住民登録と、渋谷区保育課の窓口であらためて渋谷区の利用申込みが必要です。 申込みがない場合は、内定が取消しになります。

※渋谷区に転入予定のある人は、待機となったお子さんを対象とした区立保育室及び居宅訪問型保育事業についても同時に申込むことができます。

渋谷区に転入予定のない人の申込み制限

◎申込み可能 ×申込み不可

※「在勤あり」…勤務先・就学先が渋谷区内にある人
(就労・就学予定者は除く)

※	申込み時期	クラス	区立園	私立園		
在勤あり	4月一次	0～5歳	×	×	※認定こども園、小規模保育、 居宅訪問型、区立保育室、 区立幼保一元化施設は <u>申込みできません。</u>	
	4月二次以降の 例月	0～2歳	4～9月は×	◎		
		3～5歳	◎			
在勤なし	4月一次	0～5歳	×	×	※認定こども園、小規模保育、 居宅訪問型、区立保育室、 区立幼保一元化施設は <u>申込みできません。</u>	
	4月二次以降の 例月			◎		

※渋谷区民の人や転入予定がある人の利用調整を行った後、定員に空きがある場合のみ利用調整の対象となります

〔利用調整基準表〕

概算基本指數計

基本指數に調整指數を加算又は減算し、指數が高い方から入園できるよう調整します。指數が同じ場合は、「同一指數となった場合の優先順位」により判断します。なお、原則として渋谷区民(転入予定を含む。)を優先します。

番号	類型	保護者の状況		基本指數	保育必要量区分	
		細目				
1	就労	週5日以上就労し、1日8時間以上の就労を常態（おおむね月20日以上）		20	標準	
		週5日以上就労し、1日6時間以上8時間未満の就労を常態（同上）		18	標準	
		週5日以上就労し、1日4時間以上6時間未満の就労を常態（同上）		16	短	
		週5日以上就労し、1日4時間未満かつ月48時間以上の就労を常態（同上）		10	短	
		週4日以上就労し、1日8時間以上の就労を常態（おおむね月16日以上）		16	標準	
		週4日以上就労し、1日6時間以上8時間未満の就労を常態（同上）		14	※	
		週4日以上就労し、1日4時間以上6時間未満の就労を常態（同上）		12	短	
		週4日以上就労し、1日4時間未満かつ月48時間以上の就労を常態（同上）		8	短	
		週3日以上就労し、1日8時間以上の就労を常態（おおむね月12日以上）		12	標準	
		週3日以上就労し、1日6時間以上8時間未満の就労を常態（同上）		10	短	
		週3日以上就労し、1日4時間以上6時間未満の就労を常態（同上）		8	短	
		上記以外の就労で月48時間以上の就労を常態		6	※	
2	出産	保育実施期間は、出産予定月を中心に前後2か月（計5か月以内）		8	標準	
		妊娠初期及び中期（おおむね27週までの間）に長期間にわたって安静が必要な場合		14	標準	
	疾 病	入院	申込時点でおおむね1か月以上の入院をしている、又は入院を決定した者たち入園時にもその状態の継続が見込める場合	20	標準	
		居宅内	常時病臥・感染性	20	標準	
			常時安静（寝たきりではないが、安静が必要で保育困難）	14	標準	
			一般療養（通院加療を要する状態）	8	標準	
			精神性 症状が重度（精神障害者保健福祉手帳1級～3級）のため保育が困難な場合	20	標準	
			精神性 症状が軽度（上記以外の場合）のため保育困難な場合	14	標準	
			上記以外の場合で通院加療を要する状態	8	標準	
	障 害	身体障害者手帳1級・2級、愛の手帳1度～3度、精神障害者保健福祉手帳3級以上		20	標準	
		身体障害者手帳3級、愛の手帳4度		12	標準	
		身体障害者手帳4級		4	標準	
3	同居親族の介護	入院・施設等付添介護	常時病院・施設等で付添介護を必要とする場合	20	標準	
			常時ではないが病院・施設等で付添を必要とする場合	12	※	
		その他の介護	日常生活に全面的（食事・排泄・入浴等）介護を必要とする場合	16	※	
			日常生活において、身の回りの事はある程度できるが、しばしば介護を必要とする場合	10	※	
			上記以外の場合（おおむね週3日1日4時間以上の介護を必要とする場合）	6	※	
4	災害	災害等による家屋の損傷、その他災害復旧のため保育に当たることができない場合		20	標準	
5	その他	求職	就労内定	就労日数、時間を就労の細目に当てはめた時の指數が20となる場合	12	短
				就労日数、時間を就労の細目に当てはめた時の指數が16～18となる場合	10	短
				就労日数、時間を就労の細目に当てはめた時の指數が10～14となる場合	8	短
				就労日数、時間を就労の細目に当てはめた時の指數が6～8となる場合	4	短
		就学等	求職のため、日中外出を常態（保育の実施期間は3か月）	2	短	
			①学校教育法に定める学校、専修学校②国・都道府県が設置する職業訓練施設又はこれに準ずる技能施設③就労又は事業に必要な資格取得のための専門学校又は養成施設で就学している場合	(注2)	※	
			日本語習得のため日本語学校に就学している場合		※	
		不存在等	死亡・離婚・行方不明・拘禁等	20	標準	
		虐待等	虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護を必要とすると認められる場合	20	標準	

注1 父母それぞれの指數を算出して合算し、世帯の指數を決定する。

注2 番号5「就学等」の基本指數は、番号1「就労」の細目及び指數と同様とする。

注3 番号5「就学等」は、不就労であるが、就学・技能取得のため現に保育に当たれない場合で、保育園開園時間中に月48時間以上の就学を要するもの。

注4 保護者が就労している場合であっても、出産予定月の前2か月から後2か月までの5か月間の申込みで、産後休暇後、復職せず育児休業を取得する場合は、出産要件としての申込みとなる。

注5 申込要件（「類型」）に複数該当する場合は、主たる要件の基本指數を適用する。

注6 保育必要量区分の※は、保育が必要な時間がおおむね月120時間以上の場合は標準、1か月48時間～おおむね120時間未満の場合は短とする。

調整指數

概算調整指數計

◎ 加算となる要件に該当する場合、その事実を確認できる書類の提出が必要です。

番号	条件	指数
1	父母共に、身体障害者手帳1級・2級、愛の手帳1度～3度、精神障害者保健福祉手帳1～3級が交付されている場合（注1）	6
2	父又は母が、身体障害者手帳1級・2級、愛の手帳1度～3度、精神障害者保健福祉手帳1～3級が交付されている場合（注1）	4
3	父母共に、不存在（申込時から入園後もその状態が継続するような長期入院を含む。）の場合	6
4	父又は母が、不存在（申込時から入園後もその状態が継続するような長期入院を含む。）の場合	同居者無し 4
5	父又は母が、不存在（申込時から入園後もその状態が継続するような長期入院を含む。）の場合	同居者有り 3
6	生活保護世帯	6
7	父母共に、求職中の場合	4
8	利用申込み中の児童を有償で預けている場合で、下記の条件を満たすもの（注2） ①父母の就労時間・通勤時間等をカバーしている継続的な利用の場合 ただし、一時保育、認可保育所、保護者の親族または知人に預ける場合を除く ②保護者のいずれも、育児休業中ではなく、就労内定ではない場合	2
9	兄弟姉妹が既に在園している園を利用申込みする場合（注3）	2
10	兄弟姉妹が同じ園を同時に申込む場合（注3）	2
11	同一世帯の同居者に、常時日常生活の全てにわたり介護（要介護4以上程度）が必要な者または同居の児童が障害を有するため に通所通院をしており、保護者の就労が制限されている場合（基本指數が20の場合を除く。）（注1）	2
12	双生児以上の申込みの場合	1
13	利用希望日において、就労実績が6か月以上ある場合（注4）	1 1
14	保護者のいずれかが、出産・育児のための休業・休学から復職前提の場合。ただし、休業・休学前の就労・就学実態がない場合は 除く。（注2）	2
15	児童福祉法の観点から、特に配慮が必要と判断される場合	3
16	父母共に、特定医療費（指定難病）受給者証又は東京都難病医療費等助成の医療券（公費負担者番号が51、54、83で始まるもの に限る。）が交付されている場合（注1）	3
17	父又は母に、特定医療費（指定難病）受給者証又は東京都難病医療費等助成の医療券（公費負担者番号が51、54、83で始まるも のに限る。）が交付されている場合（注1）	2
18	同居の親族等が、補完的な保育にあたれる場合	-2
19	同一世帯内に保育園利用申込みをしていない兄弟姉妹がいる場合	-2
20	保護者のいずれかが、就労実績及び収入実績に整合性がないと判断される場合	-6
21	過去3か月以上の保育料（区立保育室の保育料を含む。）の滞納（卒園児を含む。）がある場合	-6
22	希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる場合（注5）	-40

注1 番号1、2、11、16、17は、就労者の場合にのみ加算する。
注2 番号8と番号14は重複して加算しない。重複する場合は番号14を加算する。
注3 番号9と番号10は重複して加算しない。
注4 番号13は保護者ごとに加算する。
注5 他の調整指數は適用しない。

同一指數となった場合の優先順位

※①渋谷区民新規（注1）②渋谷区民転園③転入予定の順に優先し、以下の内容等を基本に保育の必要度を総合的に判断します。

順位	条件
1	生活保護世帯
2	ひとり親世帯
3	基本指數が高い世帯
4	兄弟姉妹在園児と同じ保育園を希望している場合（調整指數の番号9が適用される場合に限る。）
5	既に復職して、利用申込み中の児童を有償で預けている場合（調整指數の番号8が適用される場合に限る。）（注2）
6	保護者のいずれかが、就労時間に比して著しく収入が低い等の状況がない世帯（最低賃金を基準とする）（注3）
7	保護者の状況（保育を必要とする主たる要件） ①災害 ②疾病・障害 ③保育士等として就労する（注4）④⑤以外の就労 ⑤出産・介護 ⑥就労内定・就学・求職中
8	祖父母の状況 ①別居又は同居だが保育にあたれない場合（祖父母が求職中又は就労内定の場合を除く。） ②同居（同一敷地内居住を含む。）
9	養育している小学生以下の子どもの数が多い世帯
10	前年度の渋谷区での住民税額を基準として保育料の階層を決定した場合、 A～D5階層にあたる世帯（未申告の者がいる世帯を除く。）
11	入園希望日において、渋谷区での引き続く住民登録期間の長い世帯を優先する。ただし、過去5年間に転出入があった場合は、過去5年間 の住民登録期間を合算した期間を対象とする。（保護者のうち期間が長い者を基準とし、長い者の期間が同一の場合は短い期間の者を基 準とする。）

注1 転園申込みのうち、0歳児園から1歳児園への転園（1歳児クラスのみ対象）及び兄弟姉妹が通っている保育園への転園申込みについては、
「①渋谷区民新規」として取扱う。

注2 番号5に該当する児童のうち、年齢上限がある保育施設を卒園予定の児童（2歳児クラスまでの保育施設に在籍している2歳児など）等については、
その他の児童に優先する。

注3 番号6は就労日数、就労時間に対する賃金の支給状況（最低賃金を基準とする。）等から判断する。

注4 保護者のいずれかが、保育士、幼稚園教諭として認可保育園、認定こども園、認証保育所、地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型
保育、事業所内保育）、企業主導型保育事業所、および待機児対策として自治体が設置した認可外保育施設に就労（内定を含む。）している場合。
保育士証または幼稚園教諭免許状の写し、申立書の提出が必要です。

保育実施期間（保育園に通園できる期間）

保育園に通園できる期間は、以下のとおりです。入園後は毎年度要件確認を行います。P.20「継続通園の手続き」を参照してください。

理由	保育実施期間
就労（★1）	在園要件を満たせば最長で小学校就学前まで
求職・就労内定（★2）	3か月間（入園した日の2か月後までに就労証明書等を提出することで期間の延長を行います。）
出産	最長5か月間の希望する月（出産予定月をはさんで、前後2か月） 例えば出産予定日が7月25日の人々は5月～9月の間の希望する月
介護・疾病等	介護・療養等を要しなくなるまで (毎年、介護・疾病等の状況を確認します。)
就学	就学期間中 (毎年、就学の状況を確認します。)

（★1）保護者が就労しており、入園月が次のお子さんの出産予定月をはさんだ前後2か月の計5か月間にかかる場合

- ①産後休暇後、直ちに復職する場合は、就労要件としての申込みとなります。
入園し、産後休暇後に直ちに復職できなかった場合は退園となります。
- ②産後休暇後、復職せず育児休業を取得する場合は、出産要件としての申込みとなります。
入園し、生まれたお子さんが満2歳を迎える年の年度末までに復職しなかった場合は退園となります。
- ・復職条件等については、「復職に関する申立書」をご確認ください。

（★2）保護者が求職中・就労内定を理由に保育園に内定した場合

- 保育園に通園できる期間は3か月で、保育の必要量は保育短時間となります。
- 就労を開始したら、「就労証明書」（求職の場合は「保育の変更届」「家庭状況票」も）を保育課入園相談係あてにすみやかに提出してください。
- 提出された書類の内容を確認し、要件を満たせば就労要件での在園に切替え、保育実施期間を延長します。就労を開始していても入園日の2か月後までに「就労証明書」等の提出がなく状況を確認できない場合は、3か月で退園となります。
- 2か月後までに就労が決まらず、その後も保育が必要な場合は、改めて利用申込みが必要です。これまでの求職活動状況の報告も合わせて締切日までに申込みください。利用調整の結果によっては入園できないことがあります。また、求職中・就労内定を理由としての再度の申込みは年内1回限り（最長で6か月）です。
- 就労内定先とは別の会社に勤務したり、勤務状況が変わった場合は内定取消しとなります。

例：4月に求職中で入園した場合、6月1日までに就労を開始し、6月1日までに「就労証明書」等の提出がなければ6月末日で退園となります。7月以降も利用を希望する場合は7月1日入園申込み（6月5日窓口締切）が必要となります。（再度入園できるとは限りません。）

保育時間

お子さんの保育時間は、各保育園の開園時間内で、家庭の状況等を考慮しながら、保護者と相談の上で園が決定します。支給認定証の保育必要量（保育標準時間・保育短時間）の範囲内で必要最低限の時間となります。園と決定した登園日であっても、保護者のいざれかの仕事がお休みの場合は、ご家庭での保育または9：00～17：00内でのお預かりとなりますのでご協力をお願いします。また、入園後しばらくの間は、お子さんが集団生活になれるために、保育時間を短縮して「ならし保育」を行います。

● 開園時間

令和4年10月1日現在

施設名	開園時間	延長保育時間
区立保育園・区立幼保一元化施設	7：30～18：30	18：30～19：30
保育園うさぎとかめ 保育園うさぎとかめ分園	7：00～18：00	18：00～19：00
広尾上宮保育園 聖ヨゼフ保育園	7：15～18：15	18：15～19：15
聖ヨゼフ保育園西原 さくら上宮保育園 渋谷もりのこ保育園神南 神宮前保育園にじ 西原保育園ゆめ AIAI NURSERY 初台本町 ぶれあ保育園・上原（小規模保育施設） シエル小規模保育園・恵比寿（小規模保育施設） ぬくもりのうち保育 神宮園（小規模保育施設）	7：30～18：30	18：30～19：30
鳩の森保育園 キッズハーモニー・NEW Man キッズハーモニー・よよぎの杜 ほっぺるランド渋谷 さくらさくみらい 西原 まなびの森保育園幡ヶ谷 グローバルキッズ幡ヶ谷園 太陽の子代々木西参道保育園 さくらさくみらい 篠塚 笹幡保育園 ゆめの樹保育園はつだい さくらさくみらい 上原 グローバルキッズ代々木上原園 グローバルキッズ代々木八幡園 美希保育園北参道 千駄ヶ谷りどるばんぶきんず さくらさくみらい 初台 遍照広尾保育園 ポビンズナーサリースクール恵比寿南 西原ほほえみ保育園 ポビンズナーサリースクール代々木上原 ベネッセ幡ヶ谷保育園 未来のカブセル原宿保育園 アソシエ神宮北参道保育園（R5.4.1 開園予定）	7：30～18：30	18：30～20：30
渋谷東ちとせ保育園 富ヶ谷ちとせ保育園 参宮橋ちとせ保育園 みんなのみらいをつくる保育園初台 はるの小川ちとせ保育園（参宮橋ちとせ保育園分園） ChaCha Children Daikanyama	7：15～18：15	18：15～20：15
ベネッセ美竹の丘保育園	7：30～18：30	18：30～21：30
西原りどるばんぶきんず 代々木至誠こども園 薰る風・上原こども園 神宮前あおぞらこども園 本町きらきらこども園 恵比寿のびのびこども園 本町そよかぜこども園 まちのこども園代々木上原 まちのこども園代々木公園 渋谷東しじんの国こども園	7：30～18：30	18：30～20：30

延長保育

満1歳以上のお子さんを対象として、区内の全保育園で延長保育を実施しています。

延長保育は、保護者の就労を理由として通常の保育時間を超えて保育が必要な場合に行います。

(延長保育の時間については、P.17「保育時間」参照)

※延長保育には定員があります。定員に空きがない場合や、離乳食が終了していない場合等は申込みしても利用できないことがありますので、事前に各園に確認してください。

※延長保育が必要な場合、利用申込み（転園申込みを含む）とは別に延長保育の申込みが必要です。

※延長保育の利用が入園の絶対条件である場合、利用申込み（転園申込みを含む）時に保育課窓口で、その旨を伝えてください。

施設種別	概要	申し込み	その他	延長保育料
区立保育園	<p style="text-align: center;">月ぎめ延長保育</p> <p>月単位で利用できる制度 ※1</p>	<p>①延長保育申込書 ②延長保育が必要であることを証明する書類（就労証明書等）※2</p> <p>上記2点を 申込み締切日（P.7参照）までに園に提出ください。</p>	<p>月11日以上の利用が見込まれる場合に申込みください。 利用は区民のみです。 ※3</p> <p>保育課入園相談係で利用調整します。</p>	区が決定金額はP23参照
幼保一元化施設 (千駄谷なかよし園)	1か月に10日まで。 必要な日のみ利用できる制度	在籍園に直接申込みください。	区外のお子さんも利用できます。 1日あたりの利用枠があります。	
幼保一元化施設 (山谷かきのみ園)	園ごとに異なります。 直接園に問合せてください。	保育園利用決定後に 在籍園に直接申込みください。		園が決定金額は園に問合せてください。
私立保育園				
認定こども園				
小規模保育事業				

※1 月ぎめ延長保育利用開始後に就労状況の変化、出産等により延長保育が必要なくなった場合は、すみやかに辞退届を保育園に提出してください。

※2 すでに証明日が令和4年9月15日以降の証明書を提出していれば省略できます。

※3 区外に転出前から利用していた場合は、必要に応じて引き続き利用が可能です。

●区外の認可保育園に在園している場合

延長保育を利用できるかは、在籍している園を管轄する自治体にお問い合わせください。



食物アレルギー等への対応について

食物アレルギーや宗教上の理由で食べられない食材がある場合は事前に申し出てください。食物アレルギーについては専門医やかかりつけ医の診断に基づいて対応しますので、医師による生活管理指導表の提出をお願いします。区立保育園の給食については、個人の要望による特別な対応は出来かねます。また安全な給食の提供が困難な場合は、ご家庭より弁当の持参をお願いすることがありますのでご理解、ご協力をお願いします。

園での薬の取扱い及び医療行為について

園では薬のお預かりは原則としてできません。保育時間内に与薬せず、ご家庭で内服できるように主治医にご相談ください。（例：1日2回（朝・夕）、3回（朝・帰宅後・寝る前）処方など）なお、園では医師法の定めにより医療行為を行うことはできません。

※ 咳痰吸引などの医療的ケアを要するお子さんの場合、主治医と相談のうえ、看護師が医療的ケアを行います。（要別途相談）

入園後の状況変更

保育園は、家庭で保育を受けられないお子さんをお預かりする施設です。入園した後も、家庭で保育を受けられない状況が続いていることが、保育園に在籍するための要件となります。

入園後に就労状況の把握のため、勤務先などに問合せをする場合があります。

● 家庭状況に変更がある場合

家庭状況の変更（退職・転職、妊娠・出産、婚姻・離婚等）により、申込み時の状況や認定されている保育の必要な事由等に変更が生じる場合は、すみやかに「保育の変更届」を入園相談係または園に提出してください。内容を確認後、必要に応じ支給認定の変更を通知します。

家庭状況の変更		必要書類
就労状況の変更	転職	保育の変更届、家庭状況票、就労証明書（証明日が勤務開始日以降のもの）、退職日が分かれる書類（離職票・健康保険資格喪失証明・源泉徴収票等のうちいずれか1点の写し） ※自営業等の場合は、登記簿謄本（履歴事項全部証明書）・開業届・営業許可証等の提出が必要です。また、後日2~3ヶ月分の収入証明の写しを提出してください。
	退職	保育の変更届、求職活動に関する申立書、退職日が分かれる書類（離職票・健康保険資格喪失証明・源泉徴収票等のうちいずれか1点の写し） ※退職後に求職活動をせず、保育利用要件が消失した場合は退園となります。 ※求職活動中は短時間認定となります。また、退職日から2ヶ月以内に就労を開始し、届出をしないと、退職日から3ヶ月を経過する日の月末で退園となります。
妊娠		保育の変更届（出産欄の①を記入）、母子健康手帳（表紙・分娩予定日のページ）の写し
出産・育児休業の取得		保育の変更届（出産欄の②を記入） ※詳細はP.20で確認ください。
世帯状況の変更	婚姻	保育の変更届、家庭状況票、配偶者の保育要件が確認できる書類（就労証明書等）
	離婚	保育の変更届、離婚したことが分かる書類（戸籍全部事項証明書の写し・離婚届受理証明書の写し等）
区内転居		保育の変更届
区外転出		退園届・保育継続願 ※詳細はP.20で確認ください。

● 退園となる場合

保育が必要な状況でなくなった場合（離職や病気の回復等）や、原則として3か月以上保育園に通園していない場合、公費による助成（給付）等がなされる教育施設（幼稚園等）に入園が決まった場合は、退園となります。

必ず退園月の月末までに「退園届・保育継続願」を入園相談係または園に提出してください。期日までに届出がない場合は、翌月分の保育料が発生したり、他の保育利用料の軽減を受けられない場合があります。

● 転出する場合

渋谷区から他の市区町村に転出した場合は、原則退園となります。「退園届・保育継続願」を提出してください。

転出後も引き続き同じ園を利用したい場合は、在籍園の種別や保護者の渋谷区内での在勤有無により在籍できる期間が異なります。下記で確認の上、必要な手続きについて事前に保育課入園相談係に相談ください。

	区立園	私立園	こども園	区立幼保一元化	小規模保育	区立保育室	居宅訪問型
在勤あり	就学まで			転出日の属する月の月末まで ※1	転出日の属する月の月末まで ※2		
在勤なし	転出日の属する年度末まで	就学まで				転出日の属する月の月末まで	

※1 こども園の在園期間は、転出先自治体・園との運営費等の調整により、最長年度末までとなる場合があります。

※2 区立幼保の在園期間は、転出先自治体の保育施設に空きがない等の理由により、最長年度末までとなる場合があります。

継続通園の手続き

年度毎に、継続通園の意思と在園要件を確認するための書類（継続通園確認票・保護者の就労証明書等）を提出していただきます。期限までに必要な書類の提出がない場合は、継続通園の意思がないものとし退園となります。

入園後、新たにお子さんが生まれ育児休業を取得する場合の特例

- 育児休業を取得しながら認可保育園を利用することは原則として認められません。
しかし、すでに認可保育園に在籍しているお子さんがいて、次のお子さんを出産し育児休業を取得する場合に限り、生まれたお子さんが満2歳を迎える年の年度末までは、在籍しているお子さんは特例的に在籍園を継続利用できます。それ以降も引き続き育児休業を取得する場合は退園となります。
 - ただし、次のお子さんの出産予定月をはさむ前後2か月に入園希望月がかかり、産後休暇後直ちに復職する条件で入園した場合はこの特例は適用されません。産後休暇後直ちに復職できなかつた場合、在園しているお子さんは退園となります。
 - 育児休業期間中は短時間認定となります。また、産前産後休暇・育児休業中の保育時間は原則9：00～17：00内でのお預かりとなりますのでご協力をお願いします。
 - 育児休業期間中の延長保育・土曜日保育についてはお断りさせていただきます。
- ※在籍している保育園が渋谷区以外の場合は、その市区町村の取扱いも加味されます。

保育料について



[お問い合わせ] 保育課保育管理係 ☎ 3463-2483

● 保育料とは

保育料はお子さんの保育に要する費用にあてるため、保護者にお支払いいただくものです。

渋谷区では、所得に応じた負担をお願いしています。公平性の観点から、納期限を守って必ずお支払いください。

渋谷区では、認可保育施設（区立保育園、私立保育園、認定こども園（長時間））、地域型保育事業施設（小規模保育、居宅訪問型保育）、区立幼保一元化施設を対象とし、保育料を決定します。

● 保育料等の金額

毎月の保育料等は、4月～8月分は各世帯の前年度の市区町村民税額、9月～翌年3月分は当該年度の市区町村民税額により決定します。

渋谷区で住民税が課税されていない人については、税資料の提出を求めることがあります。

また、海外勤務等により日本で課税されていない人は、区ホームページより「年間収入申告書」と「給与支払証明書」を取得し、記入のうえ提出してください。

毎月1日現在に在園している場合は、その1か月分の保育料をお支払いいただきます。

● 支払方法

保育料は口座振替によりお支払いいただきます。

「口座振替依頼書」を使って金融機関の窓口でお手続きいただくほか、区ホームページから

「Web 口座振替受付サービス」によりお手続きいただくことも可能です。Webでの口座振替手続きの方法は、区ホームページをご覧ください（一部対応していない金融機関があります）。

「口座振替依頼書」は各保育園にも置いてありますので、各自金融機関にて手続きを行ってください。手続きが完了した人には「納入通知書（口座振替）」でお知らせいたします。口座振替が開始されるまでの保育料は、納付書により、金融機関（銀行・ゆうちょ銀行等）、出張所又は保育課窓口でお支払いください。

登録した口座には、毎月確実に保育料が引き落とせるように入金してください。正当な理由なく保育料を滞納した人は、法令に基づき滞納処分（給与等の差し押え）をします。お支払い忘れのないようご注意ください。

※ 納期限及び口座振替日は毎月月末（金融機関休業日にあたる場合は翌営業日）となります。

※ 認定こども園、地域型保育事業施設の保育料のお支払いは、直接、施設宛にお願いします。

● 保育料の減額について（申請があつた場合にのみ適用）

家庭状況の変更等により収入が減った場合、または同一世帯に重度の心身障がい者がいる場合などに、保育料減額制度が適用されることがあります。適用された場合原則として、申請月の翌月から一階層下の保育料が適用されます。詳しくは保育課保育管理係までお問い合わせください。

● 保育料の軽減について

一定の収入以下の場合、保育料の軽減対象となります。毎月のお支払い額は「軽減後の保育料額」となります。（P.22「月額保育料」参照）

● 給食費について

国の制度では3歳児クラス～5歳児クラスの給食費（主食費・副食費）を保護者負担とすることとなっていますが、渋谷区では給食費を公費負担としますので保護者のご負担はありません。

月額保育料【区立・私立保育園・区立幼保一元化施設(長時間)・認定こども園(長時間)・地域型保育】令和4年10月1日現在

階層	保護者全員の区民税合計	0～2歳児クラス			3～5歳児クラス
		基本保育料	軽減後保育料	軽減率	
A	生活保護世帯、里親世帯等	0	0	0	0
B	市区町村民税非課税世帯	0	0	0	0
C	市区町村民均等割のみの課税世帯	1,900 (950)	0	0	0
D1	市区町村民税 所得割額が 5,000 円未満	3,300 (1,650)	0	0	0
D2	5,000 円以上 20,000 "	4,100 (2,050)	0	100%	0
D3	20,000 " 50,000 "	4,700 (2,350)	0		0
D4	50,000 " 80,000 "	7,700 (3,850)	0		0
D5	80,000 " 110,000 "	9,500 (4,750)	0		0
D6	110,000 " 140,000 "	10,700 (5,350)	7,490 (3,740)	30%	0
D7	140,000 " 165,000 "	11,800 (5,900)	8,850 (4,420)	25%	0
D8	165,000 " 190,000 "	12,700 (6,350)	10,160 (5,080)		0
D9	190,000 " 215,000 "	13,700 (6,850)	10,960 (5,480)		0
D10	215,000 " 240,000 "	14,600 (7,300)	11,680 (5,840)		0
D11	240,000 " 265,000 "	15,500 (7,750)	12,400 (6,200)		0
D12	265,000 " 290,000 "	16,200 (8,100)	12,960 (6,480)		0
D13	290,000 " 310,000 "	17,100 (8,550)	13,680 (6,840)		0
D14	310,000 " 330,000 "	24,900 (12,450)	19,920 (9,960)		0
D15	330,000 " 350,000 "	26,000 (13,000)	26,000 (13,000)		0
D16	350,000 " 360,000 "	26,900 (13,450)	26,900 (13,450)		0
D17	360,000 " 370,000 "	28,000 (14,000)	28,000 (14,000)		0
D18	370,000 " 420,000 "	43,400 (21,700)	43,400 (21,700)		0
D19	420,000 " 470,000 "	48,900 (24,450)	48,900 (24,450)		0
D20	470,000 " 520,000 "	53,700 (26,850)	53,700 (26,850)		0
D21	520,000 " 620,000 "	57,500 (28,750)	57,500 (28,750)		0
D22	620,000 " 840,000 "	61,500 (30,750)	61,500 (30,750)		0
D23	840,000 " 1,200,000 "	65,800 (32,900)	65,800 (32,900)		0
D24	1,200,000 "	70,400 (35,200)	70,400 (35,200)		0

※ 実際にお支払いいただくのは「軽減後保育料」の金額です。

※ ()内は、2人以上のお子さんがいる場合の2番目のお子さんの保育料です。

※ 3人以上のお子さんがいる場合の3番目以降のお子さんの保育料は無料です。

※ 保育料は、保育標準時間、保育短時間共通です。

延長保育料【区立保育園・区立幼保一元化施設(長時間)】令和4年10月1日現在

階層	保護者全員の区民税合計	延長1時間(月額)			スポット (日額)
		0~2歳児クラス	3歳児クラス	4~5歳児クラス	
A	生活保護世帯、里親世帯等	0	0	0	0
B	市区町村民税非課税世帯	0	0	0	0
C	市区町村民税均等割のみの課税世帯	600	600	600	200
D1	市区町村民税 所得割額が 5,000 円未満	600	600	600	200
D2	5,000 円以上 20,000 "	600	600	600	200
D3	20,000 " 50,000 "	600	600	600	200
D4	50,000 " 80,000 "	700	600	600	200
D5	80,000 " 110,000 "	900	600	600	200
D6	110,000 " 140,000 "	1,000	700	700	200
D7	140,000 " 165,000 "	1,100	700	700	200
D8	165,000 " 190,000 "	1,200	800	800	200
D9	190,000 " 215,000 "	1,300	900	900	200
D10	215,000 " 240,000 "	1,400	900	900	200
D11	240,000 " 265,000 "	1,500	1,000	900	200
D12	265,000 " 290,000 "	1,600	1,000	900	200
D13	290,000 " 310,000 "	1,700	1,100	900	200
D14	310,000 " 330,000 "	2,400	1,500	1,200	200
D15	330,000 " 350,000 "	2,600	1,500	1,200	200
D16	350,000 " 360,000 "	2,600	1,500	1,200	200
D17	360,000 " 370,000 "	2,800	1,500	1,200	200
D18	370,000 " 420,000 "	4,300	2,200	1,800	200
D19	420,000 " 470,000 "	4,800	2,200	1,800	200
D20	470,000 " 520,000 "	5,300	2,200	1,800	200
D21	520,000 " 620,000 "	5,700	2,200	1,800	200
D22	620,000 " 840,000 "	6,100	2,400	1,900	200
D23	840,000 " 1,200,000 "	6,500	2,400	1,900	200
D24	1,200,000 "	7,000	2,400	1,900	200

※ 延長保育料は、保育標準時間、保育短時間共通です。

※ 私立保育園・認定こども園の延長保育料は各園によって異なりますので直接お問い合わせください。

区立保育室

保育所入所待機児童解消のため、区が設置し、民間事業者に運営を委託している認可外保育施設です。認可保育園の申込みを行い、待機となつたお子さんを対象としています。

● 入園対象

- ・保護者、お子さんともに渋谷区民であり、認可保育園の待機となつたお子さん。（区外に転出した場合は利用終了となります。）
- ・区外在住で、渋谷区へ転入予定で申込みをし、認可保育園の待機となつたお子さん。

● 申込み方法

- ・区立保育室は単独で申込みできません。認可保育園と併せて、申込み時に「教育・保育給付認定申請兼保育所等利用申込書」（区の様式）の希望保育室記入欄に保育室名をご記入ください。

● 申込みにあたつての注意事項

【選考方法について】

- ・認可保育園の利用調整会議後、待機になつた人の中で、選考を行います。定員を超えて申込みがあった場合は認可保育園の利用調整基準を基に選考を行います。
- ・育児休業中の申込みについては、認可保育園に準じます。（P.10 参照）

【認可保育園に内定した場合の利用終了について】

- ・区立保育室に入園後も引き続き認可保育園の利用調整の対象となります。認可保育園に内定した場合は、在園している保育室は自動的に利用終了となります。内定辞退をしても、保育室に残ることができません。
- ・認可保育園の希望園を変える場合は保育の変更届をご提出ください。

【在園期間中に育児休業を取得する場合】

- ・就労を理由に入園後、在園中に下のお子さんを出産し、産後休暇終了後に育児休業を取得する場合は、在園期間の末日（最長で年度末）まで通園することが可能です。
- ・産前産後休暇中、育児休業中の保育時間は、原則 9:00～17:00 となります。

※次年度に兄弟姉妹で認可保育園の申込みをし、待機児童となつてしまつた場合、区立保育室在園中の上のお子さんは翌年度も通園できますが、下のお子さんの状況にかかわらず、復職が条件となります。

【転入予定で内定した人の手続きについて】

- ・転入予定で内定した人は、入園希望月前月末日までに渋谷区への住民登録、及び渋谷区保育課での申込み手続が完了しない場合は内定取消となります。

【申込みの有効期間について】

- ・入園希望月～令和6年1月1日入園分まで有効となります。申込みの必要がなくなった場合は取下届をご提出ください。



● 月額保育料

	月～金	月～土		月～金	月～土
8時間保育	30,000円	35,000円	10時間保育	38,000円	43,000円
9時間保育	34,000円	39,000円	11時間保育	42,000円	47,000円

・下記の基本保育時間（7：30～18：30）の保育料と認可保育料（P.22 参照）を比較して低い額が、区立保育室の保育料となります。

※1時間未満は切り上げとなります。

※延長保育（18：30以降）については、別途延長保育料（月額4,000円）がかかります

● 結果公表について

- 内定した人には「利用内定通知書」「入園のしおり」等を、内定しなかった方には「利用保留通知書」をご自宅に郵送します。

● 保育実施期間

・認可保育園の基準（P.16 参照）に準じますが、待機児童を対象とした暫定的な施設のため、在園期間が年度末までとなります。ただし、翌年の4月一次募集で認可保育園の申込みをし入園できなかった場合、同じ区立保育室に継続して通うことができます。

例：令和5年4月入園 → 令和6年4月一次申込みで認可保育園に入園できなかった

→ 保育の必要性ありで、最長令和7年3月まで在園可

※支給認定期間の終了に伴い、保育実施期間も終了し退園となります。再度の申込みでは再選考となるため、継続して在園できない場合があります。

● 保育時間について

- 保育時間は開園時間の中で、保護者の就労時間、通勤時間、家庭状況等を考慮し、必要最小限の保育時間で決定します。
- 入園日から1～2週間程度、短時間での「ならし保育」にご協力をお願いします。
- 土曜保育は定員があります。

保育室名	住所	電話番号	開園時間
代官山えびすにし	恵比寿西 2-15-12	3461-1473	月～金 7:30～18:30（延長～19:30） 土 7:30～18:30
おおやま	西原 2-53-13 代々木大山公園内	3460-1360	※延長は満1歳以上児に限ります。



居宅訪問型保育事業（待機児向け・障がい児向け）

児童の渋谷区内の居宅において1対1で保育する事業です。

待 機 児 向 け

● 対象児童

- 認可保育園の申込みを行い、待機となったお子さん（渋谷区民に限ります）のうち、
0～2歳児クラスに該当する年齢のお子さん（保育室等を利用中の人も希望できますが、併用はできません）。

● 運営事業者

- 株式会社ポピングファミリーケア（問い合わせ先：0120-27-2100）

● 申込み方法

- 単独での申込みはできません。認可保育園と併せて申込みください。
- 利用申込書の希望保育室記入欄に「居宅訪問」と記入してください。

● 申込み期限の注意点

- 利用内定から利用開始まで1か月程度の期間を要するため、選考は認可保育園の利用調整よりも1か月前倒しで行います。（4月利用開始を除く）

例：9月利用開始の場合、8月入園の申込み締切日（7月5日）が適用されます。

● 利用期間

- 利用開始月が属する年度の末日まで。ただし、年度内に認可保育園に内定した場合は、内定月の前月末日をもって自動的に利用終了となります。
- 就労を理由に利用開始したのち、下のお子さんを出産し育児休業を取得する場合は、出産予定月の2か月後の月末で利用終了となります。
- 区外に転出した場合や認可保育園の申込みを取下げた場合は、利用終了となります。

● 利用料金

- 通常保育時間の保育料は認可保育園の場合と同額です。
※ 利用料金の他に保育者の交通費として、1日1,100円（一律）が必要です。
(保育料がA・B階層になる世帯は免除となります。)
※ 公共交通機関が不通の場合はタクシーを利用する場合があり、その際はタクシーデの実費が必要です。
※ 延長保育が必要な場合は、別途運営事業者が定める金額が必要です。

● 利用時間（保育時間）

保育必要量の区分	利用時間（月～土、ただし祝日・年末年始を除く）
保育標準時間	7:30～18:30（11時間）
保育短時間	7:30～18:30のうち8時間

- 通常保育時間は、支給認定証の保育必要量の区分に応じ、以下のとおりです。
利用時間は、下記の範囲内で、通常の勤務時間に通勤時間を加えた時間です。

- 通常保育時間を超えて保育が必要な場合は延長保育となり、最長で20時30分までとなります。
- 保護者のどちらかが帰宅した時点で保育は終了となります。
- 兄弟姉妹が帰宅した場合、一緒に保育することはできません。

● 保育内容等

- 保育内容は運営事業者にお任せいただきます。また、保育者は運営事業者が選定します。
- 保護者や家族が在宅勤務などで自宅にいる場合、同室での保育はできません。就労時間中の休憩時間（昼食等）も別室となります。

● 食事等

- ・昼食（離乳食、冷凍母乳、粉ミルクを含む）おやつ等は保護者に準備していただきます。
保育者は食事をご自宅にある電子レンジで温める程度は可能ですが調理はできません。
※運営事業者から食事提供はありませんが、利用料金から食事代金は差引きません。

障がい児向け

● 対象児童

- ・保育の必要性があり、医療的ケアが必要で、障がい、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる1歳から小学校就学前までのお子さん（0歳児は要相談）で、運営事業者との面談で預かりが可能と判断されたお子さん。
※ 主に中程度の肢体不自由児、知的障がい児、重症心身障がい児等（経管栄養・経鼻栄養・胃ろう・腸ろうを必要とするお子さんも可）が対象になります。
※ 気管切開をしていたり、人工呼吸器などを使用している呼吸器系疾患のお子さんについては、まずは事業者までお問い合わせください。

● 運営事業者

- ・認定NPO法人フローレンス「障害児訪問保育アニー」（ホームページはこちら→）



● 申込み方法

- ・事前に保育課入園相談係に連絡の上、申込みください。
- ・運営事業者への申込みも必要です。運営事業者のホームページを確認してください。

● 利用料金

- ・保育料は認可保育園を利用する場合と同額です。
- ・その他保育スタッフの交通費・制作の材料費等が発生します。

● 利用時間（保育時間）

- ・月曜日から金曜日（土・日・祝日等を除く）
8：00～18：00までのうち最長8時間 ※延長保育はありません。
- ・気管切開をしていたり、人工呼吸器等を使用している呼吸器系疾患のお子さんについては、9：00～18：00までのうち、3～4時間、週12時間（3時間×週4日）程度となります。

● 食事等

- ・保護者に準備していただきます。詳しい内容は運営事業者に確認してください。

● 障害児保育園ヘレン初台との連携について

- ・障害児訪問保育アニーは、障害児保育園ヘレン初台（長時間保育の療育施設）と連携して保育を実施しています。詳細は運営事業者に確認してください。
- ・障害児保育園ヘレン初台での保育を希望する人も、本事業（障害児訪問保育アニー）の申込みが必要です。本事業の内定後、障がい者福祉課身体福祉係に利用申請をしてください。
手続完了後、障害児保育園ヘレン初台の利用に必要な通所受給者証を発行します。
- ・施設所在地：渋谷区代々木4-37-15 おやこ基地シブヤ1階
- ・利用者負担：保育料のほか、障害者総合支援法に基づく障害者福祉サービス等の利用者負担があります。その他の費用負担については、運営事業者にご確認ください。
- ・運営事業者：認定NPO法人フローレンス（ホームページはこちら→）



区立幼保一元化施設

区が条例に基づき設置している、認可保育園・幼稚園・認可外保育施設から構成される施設です。保育が必要なお子さん（長時間保育）に加え、4・5歳児になると短・中時間保育のお子さんもお預かりします。

原則、区立保育園と同様の預かり時間・保育料となりますが、4・5歳児は幼稚園児となり、教材費・PTA会費等、独自にかかる費用があります。

長時間保育についての申込み・利用調整の方法・保育料は、認可保育園と同様です。

※ 短・中時間保育の利用については、申込み手続きが別のご案内となります。

詳しくは「渋谷区立幼稚園・幼保一元化施設ご案内」または区ホームページで確認してください。

● 千駄谷なかよし園

千駄ヶ谷保育園	(0～2歳児)	保育園舎（千駄ヶ谷3-34-9）
千駄ヶ谷保育園分園	(3歳児)	幼稚園舎（千駄ヶ谷2-4-1 千駄谷小学校内） (土曜保育は保育園舎で実施)
千駄谷幼稚園	(4・5歳児)	

上記3園で構成される施設です。

● 山谷かきのみ園

認可外保育施設（1～3歳児）、山谷幼稚園（4・5歳児）で構成される施設です。

給食は専門業者からの搬入による提供となります。



小規模保育事業

- ・渋谷区が認可する小規模施設で0～2歳児クラスのお子さんを保育する事業です。
- ・申込みや利用調整の方法、保育時間、保育料等については認可保育園と同様です。
- ・小規模保育施設は2歳児クラスまでの利用となるため、3歳児クラス以降の保育については、卒園後の預け先として「連携施設」を設定することとなっています。

小規模保育施設	連携施設	
ぶれあ保育園・上原 (上原1-25-1)	さくらさくみらい 上原	(上原3-37-9)
	グローバルキッズ代々木上原園	(西原3-15-10)
	グローバルキッズ代々木八幡園	(代々木5-7-2)
ぬくもりのおうち保育 神宮園 (神宮前2-2-39 2階)	渋谷保育園	(神宮前3-18-8)
	美希保育園北参道	(千駄ヶ谷3-21-5)
シエル小規模保育園・恵比寿 (恵比寿1-34-11-101)	ポピングズナーサリースクール恵比寿南	(恵比寿南3-11-25)

ぶれあ保育園・上原

ぬくもりのおうち保育 神宮園

] の申込みにあたっての注意事項

- ・3歳児以降の連携施設（進級先）を指定して申込みください。
(0歳児・1歳児クラスの申込みをする場合も、連携施設を指定して申込みください。)
- ・入園の利用調整は連携施設の受入れ枠ごとに行います。
申込みの際は「教育・保育給付認定申請兼保育所等利用申込書」(裏面)に記載されている連携施設の希望順を必ずご記入ください。
- ・連携施設の受入れ枠が施設ごとに決まっているため、希望した連携施設の受入れ枠に内定しない場合は、他の連携施設の受入れ枠に空きがあっても、ぶれあ保育園・上原、ぬくもりのおうち保育 神宮園には内定しません。
- ・入園（内定）後、連携施設を変更したい場合は、改めて転園の申込みが必要となります。
(転園に関する取扱いは、認可保育園間の転園と同様です。)

シエル小規模保育園・恵比寿について

- ・3歳児クラスからは全員ポピングズナーサリースクール恵比寿南に入園します。
申込みの際は「教育・保育給付認定申請兼保育所等利用申込書」(裏面)の連携施設欄に、確認のためチェックをしてください。



認証保育所

都市型の保育ニーズを満たすため、東京都が独自の基準で認証した保育施設です。区内の認証保育所については、P.43の一覧をご覧ください。

また、東京都福祉保健局のホームページで、都内の認証保育所の一覧を公開しています（検索サイトで「東京都 認証保育所」と検索してください）。

※区ホームページに区内の認証保育所の空き状況を掲載しています。

企業主導型保育事業

企業が設置し、任意で他の企業や地域のお子さんを受け入れることも可能な保育施設です。

東京都福祉保健局のホームページで、都内の企業主導型保育施設の一覧を公開しています（検索サイトで「東京都 認可外保育施設（事業所内保育施設）」と検索してください）。

※区ホームページに区内の企業主導型保育施設の空き状況を掲載しています。

その他の認可外保育施設

東京都福祉保健局のホームページで、都内の認可外保育施設の一覧を公開しています（検索サイトで「東京都 認可外保育施設」と検索してください）。

認可外保育施設の一覧
(東京都福祉保健局のページ)



待機児童対策

[お問い合わせ] 保育課保育管理係 ☎ 3463-2483

下記の区内2か所の認可外保育施設に、認可保育園の待機児童となった人の特別枠を設けています。

利用期間は、令和6年3月末日までを限度とし、教育・保育給付認定の有効期間内となります。

教育・保育給付認定の有効期間外や認可保育園等の申込みを取り下げたなど、待機児童でなくなった場合は、利用できません。

「利用調整結果通知書（待機）」に施設の概要・定員・保育料（令和4年度：月220時間保育で45,000円）等を記載した案内を同封しています。

施設名	クラス 年齢	所在地	事業者 問い合わせ先
キラキラキッズナーサリー 代々木園	0～2 歳	富ヶ谷2-7-4 リッチバレー2F	(株)パットコーポレーション kirakira@kirakirakids.jp
ポピinzナーサリースクール 恵比寿 ホップキッズ	0～5 歳	恵比寿4-20-1 サッポログループ本社棟内	(株)ポピinz ebisu-hopkids@poppins.co.jp

※区ホームページに各施設の空き状況を掲載しています。



保育利用料の軽減

〔お問い合わせ〕保育課保育管理係 ☎ 3463-2483

保育利用料の軽減は4月～8月（前期）、9月～3月（後期）の2回実施します。申請方法等については、ホームページ等をご覧ください。前期分は10月頃、後期分は5月頃にご指定の口座に振り込む予定です。軽減を受けるためには、原則P.32の「保育の必要性の認定」を受けている必要があります。

また、認可保育園、認定こども園（長時間）、地域型保育事業、区立幼保一元化施設（長時間）、区立保育室、待機児童対策の利用決定がされている人は、対象外です。

保育利用料について、以下のとおり軽減します（金額はすべて月額です）。

施設種別	0歳児クラス～2歳児クラス		3歳児クラス以上	
	市区町村民税 課税世帯	市区町村民税 非課税世帯		
認証保育所 (渋谷区内)	・定額助成：25,000円を施設との契約の時点で助成 ・差額助成：45,000円を上限に、認可保育料との差額を助成 (合計で70,000円までが対象です。)			
認証保育所 (渋谷区外)	70,000円を上限に、認可保育料との差額を助成 (ただし、25,000円は下回りません。)			
認可外保育施設 (都証明書※1あり)	第一子：上限40,000円 第二子：上限54,000円 第三子：上限67,000円	上限67,000円	上限57,000円	
認可外保育施設 (都証明書※1なし) ベビーシッター 一時預かり事業 病児保育事業 ファミリー・サポート・センター事業 定期利用保育事業 期間限定型保育事業	助成対象外	上限42,000円	上限37,000円	
企業主導型保育事業 (都証明書※1あり)	第一子：上限40,000円 第二子：上限54,000円 第三子：上限67,000円	上限25,000円 ※2	上限20,000円 ※2	
企業主導型保育事業 (都証明書※1なし)	助成対象外			

※1 東京都の「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」を指します。

※2 幼児教育・保育の無償化の対象の場合、企業主導型保育事業の保育利用料が引き下げられます。

- ◆ その他のサービス（区立幼保一元化施設（短・中時間）や私立幼稚園等）に関することは、区ホームページ等でご確認ください。

保育利用料の軽減に係る保育の必要性の認定

● 幼児教育・保育の無償化

令和元年10月から子ども・子育て支援法の改正に伴い幼児教育・保育の無償化が始まりました。対象となるお子さんは、3～5歳児クラス及び0～2歳児クラスの住民税非課税世帯のお子さんです。

制度の一環として、保護者が支払った保育利用料に対し、区から「施設等利用費」を支給します。施設等利用費の上限額は、3～5歳児クラスが月額37,000円（預かり保育は11,300円）、0～2歳児クラスの非課税世帯が月額42,000円（預かり保育は16,300円）です。なお、「施設等利用費」はP.31の助成額に含まれています。

● 子ども・子育て支援施設等

幼児教育無償化の対象となる施設等の事業者は、区に申請を行い「子ども・子育て支援施設等」として「確認」を受ける必要があります。対象は次のとおりです。確認した施設等は、区のホームページで公表します。

認可外保育施設（認証保育所含む）、一時預かり（一時保育）

病児保育、ファミリー・サポート・センター、幼稚園等の預かり保育

● 保育の必要性の認定

保育利用料の軽減を受けるためには、保育を必要としていることが条件となります。保育を必要としていることが認められる事由は、P.1と同様です。「教育・保育給付認定兼施設等利用給付認定申請書」にP.8～9の「保育の必要性を確認できる書類」（保護者全員分）を添付して、保育課までご提出ください。保育の必要性が認められる場合には、下図の区分に応じて通知書を送付します。なお、認可保育園・認定こども園等のお申込み等で既に支給認定証（2号・3号認定）を持っている人は、申請不要です。

年齢区分	認定の種類	無償化の対象
3～5歳児クラス	施設等利用給付認定 (2号認定)	対象
0～2歳児クラスの 住民税非課税世帯	施設等利用給付認定 (3号認定)	対象
0～2歳児クラスの 住民税課税世帯	教育・保育給付認定 (3号認定)	対象外 ※ただし、保育利用料の助成を受けるために必要となります。

● よくある質問

Q：求職活動中の認定期間はどうなりますか？

A：3ヶ月間で認定します。引き続き求職活動をする場合、年度内に1回のみ更新できます。

Q：育児休業中は対象になりますか？

A：復職する月からが認定の対象となります。ただし、上のお子さんが育児休業の取得前から認証保育所等を利用している場合は、上のお子さんのみ育児休業中の継続利用として認定の対象となります。

保育園在園中のサービス（令和4年10月1日現在）

[お問い合わせ] 保育課保育管理係 ☎ 3463-2483

● 病児・病後児保育利用料金助成

お子さんが病気やケガで保育施設に登園できない場合や仕事があるなどの理由でご自宅にてベビーシッターなどのサービスを利用したときに、利用に要した費用の一部を区が助成する制度です。詳細及び申請書類は、区ホームページをご覧ください。

※病児保育については、P.37をご覧ください。

«対象となるお子さん»

区内在住で、認可保育園、認定こども園、区立幼保一元化施設、認証保育所、区立保育室、家庭的保育事業等、東京都に届出済の認可外保育施設のいずれかの施設で、通常保育（一時保育を除く）を受けているお子さんで、ベビーシッター等の利用前後7日以内に、医療機関で受診していること。

● 休日保育

区内の認可保育園、区立保育室の在園児並びに区内の地域型保育事業利用者で、日曜・祝日（12月29日～1月3日を除く）に保護者の就労等の理由により、保育を必要とするお子さんを下記の保育園でお預かりします（原則無料）。事前の予約が必要となります。

電話予約受付時間：月～金（土日・祝日・年末年始を除く）10:00～17:00

※各園の定員や保育時間など詳しい情報は、区ホームページをご確認ください。

名 称	住 所	電話番号
ベネッセ美竹の丘保育園	渋谷1-18-9	5464-1545（休日保育専用）
ChaCha Children Daikanyama	恵比寿西2-13-5	6452-5251
未来のカプセル原宿保育園	神宮前6-34-25	070-3126-4547

● 休日保育利用料金助成

日曜日・祝日など在籍している保育園等の休園日に認可外保育施設（居宅訪問型保育事業を含む）における休日保育を利用した際の利用料の一部を区が助成する制度です。詳細及び申請書類は、区ホームページをご覧ください。

«対象となるお子さん»

区内在住で、認可保育園、認定こども園、区立幼保一元化施設、区立保育室、家庭的保育事業等、東京都に届出済の認可外保育施設のいずれかの施設で、通常保育（一時保育を除く）を受けているお子さん。

«助成の条件» 保護者全員が休日保育利用日に就労していること。

«助成内容» 助成額：1時間あたり1,000円まで、助成時間：1日あたり10時間まで

※実際に利用に要した費用を上限額として助成します。

年間上限額：250,000円（4月1日から3月31日まで）

その他の保育サービス

● 子ども家庭支援センター

18歳未満の子どもと家庭の問題にお応えする地域の身近な相談窓口です。相談内容に合わせ、他の機関と連携して対応しています。

※相談者のプライバシーは守りますので安心してご相談ください。

宇田川町5-6 渋谷区子育てネウボラ8階

〔お問い合わせ〕 子ども家庭支援センター ☎ 0120-135-415(相談専用)

☎ 3463-3748(その他のお問い合わせ)

● 子育て支援センター

日常的な育児全般の相談、親子参加の子育てひろば、子育て教室、短期緊急保育を行っています。

令和4年10月1日現在

名 称	住 所	電話番号
本町子育て支援センター	本町4-9-7	0120-03-1152
鳩森子育て支援センター	千駄ヶ谷5-9-1	0120-05-1152
代官山子育て支援センター	代官山町7-9	0120-87-1152
富谷子育て支援センター	上原1-46-4	0120-26-1157
中幡・笹塚子育て支援センター	笹塚3-3-1	0120-25-7044
広尾子育て支援センター	広尾5-8-2	0120-81-4152
coしぶや（神南ネウボラ子育て支援センター）	宇田川町5-6 渋谷区子育てネウボラ2階・3階	0120-978-310

● 渋谷区ファミリー・サポート・センター

子育ての援助が必要な人（ファミリー会員）と子育ての援助ができる人（サポート会員）が登録し、会員相互の子育て支援を行っています。

ファミリー会員の対象：区内在住で生後6か月～小学校3年生までのお子さんを育てている人

サービス内容：①保育施設等（保育園、幼稚園、小学校、放課後クラブ等）への送迎

②保育施設等の開始前・終了後・休業日の預かり

③その他の預かり（通院、出産、就職活動等）

※預かり場所は原則としてサポート会員宅です。各会員の登録方法等は、電話にてお問い合わせください。

<渋谷区ファミリー・サポート・センター>

宇田川町1-1 渋谷区役所本庁舎5階（社会福祉協議会内）

〔お問い合わせ〕 社会福祉協議会子ども支援課 ☎ 5457-0221

● 緊急一時保育

保護者が死亡、行方不明、病気のため入院したなどの理由により、緊急かつ一時的に保育が必要な満1歳以上のお子さんを、区内の保育施設（一部）で保育する制度です。保育期間は原則1か月までです。

〔お問い合わせ〕保育課入園相談係 ☎ 3463-2492

● 一時保育

お子さんの健やかな成長を支援するために、理由を問わずお子さんをお預かりします。下記の保育園で実施しています。対象となる年齢、開所時間、申込み、利用料金等は、園により異なりますので各保育園にお問い合わせください。詳しい情報は、区ホームページにも掲載しています。

（実施園、申込み方法等は変更になる場合があります。）

※申込み方法は、区立保育園はWeb予約（予約受付日のみ9:00～15:00）、予約受付日以外は電話、西原りとるぱんぶきんずと代々木至誠こども園は電子メール、キッズハーモニー・よよぎの杜は問い合わせフォーム、その他の園は電話予約になります。申込み受付日は、区ホームページをご確認ください。

※西原りとるぱんぶきんず、代々木至誠こども園、渋谷東しぜんの国こども園以外は一時保育専用電話番号です。

令和4年10月1日現在

名 称	住 所	電話番号
恵比寿保育園	恵比寿西2-8-1	3461-1584
富ヶ谷保育園	富ヶ谷2-30-8	3466-2578
新橋保育園	恵比寿1-27-10	3280-6180
大向保育園	松濤1-26-6	3468-2237
笹塚第二保育園	笹塚1-27-1	3481-7123
ベネッセ美竹の丘保育園	渋谷1-18-9	5464-1545
キッズハーモニー・よよぎの杜	代々木2-35-1	6383-4138
西原りとるぱんぶきんず	西原2-46-4	5790-5012
代々木至誠こども園	代々木5-14-16	3485-2466
神宮前あおぞらこども園	神宮前5-6-1	6418-9461
本町きらきらこども園	本町3-38-10	5358-8761
恵比寿のびのびこども園	恵比寿西1-19-1	5784-2533
本町そよかぜこども園	本町6-6-2	3373-5611
まちのこども園代々木上原	上原2-24-15	080-3711-6802
渋谷東しぜんの国こども園	東1-29-1	3406-4169

● 区立保育園一時保育室での定期利用保育

パートタイム勤務等の就労形態に応じた時間で、区立保育園一時保育室で一定程度継続的に保育します。

令和4年10月1日現在

名 称	定 員
恵比寿保育園、富ヶ谷保育園、新橋保育園、笹塚第二保育園	各園2名
大向保育園	1名

- ・申込み受付期間：募集する際に区ホームページ等に掲載する予定です。
- ・申込み方法：利用を希望する区立保育園一時保育室に必要書類を持参してください。
※申込みができるのは1施設のみです。
- ・必要書類：渋谷区定期利用保育事業利用申込書、家庭状況票、就労証明書（保護者全員分）
※募集する際に区ホームページに掲載する予定です。
- ・対象年齢：満1歳となった日の翌月～満3歳となる年の年度末まで（2歳児クラスまで）。ただし、完了食になっていること。
- ・要件（全て満たす人が対象となります。）
 - ① 渋谷区民であること
 - ② お子さんが保護者の就労（育児休業中は除く）により継続して保育を必要としていること（利用中に下のお子さんを出産し、産後休暇終了後に育児休業を取得する場合は、産後休暇終了月の末日で利用終了）。
 - ③ 継続的（月を単位として複数月）、定期的に（週1日以上）に1日4時間以上の保育が必要であること。
 - ④ 幼稚園、認可保育園、認定こども園、幼保一元化施設、小規模保育施設、認証保育所、区立保育室、居宅訪問型事業等に在籍していないこと。
 - ⑤ 集団保育が可能なお子さんであること。
 - ⑥ 同居の親族等による保育を受けられないこと。
- ・利用期間：利用開始日からその年の年度末まで。ただし、上記の要件がなくなった場合はその月で利用終了となります。
- ・食事：保育園で用意します。ただし、アレルギー食の対応はできかねますので、お弁当をご持ください。
- ・開所日：月～金（祝日・年末年始（12月29日～1月3日）を除く）
- ・開室時間：9：00～18：00
- ・保育時間等：週3日以下、1日8時間以下
※利用時間は、保護者の就労時間と通勤時間の合計のうち、保育が必要な時間となります。
※利用時間は利用月の一時保育室の予約開始日（利用月の前月10日。10日が休みの場合は直前の開室日）の前日までに決めていただきます。
- ・保育料：1か月当たりの利用時間により、以下のとおりとなります。
 - 32時間以下：8,800円、
 - 32時間超え～64時間以下：17,600円
 - 64時間超え：26,400円

※利用時間決定後にキャンセルした場合や、お休みしたことによる減額・返金はいたしません。

[お問い合わせ] 保育課入園相談係 ☎ 3463-2492

● 病児保育

病気で保育所などに通えないお子さんを以下の病児保育室でお預かりします。また、保育所などで体調不良になったお子さんを保護者に代わってお迎えに行き、以下の病児保育室でお預かりします。

施設名：病児保育室フローレンス初台

所在地：渋谷区代々木4-37-15 おやこ基地シブヤ3階

定員：7名

利用日等：月～金（祝日、年末年始等を除く）8:30～17:30

利用方法：ご利用には事前登録と利用予約が必要となります。詳しくは病児保育室フローレンス初台のホームページをご覧ください。

対象となるお子さん：生後6か月以上の未就学児で、以下のいずれかに該当するお子さん

①渋谷区内在住で、保育施設等に通っているお子さん

②渋谷区外在住で、渋谷区内の保育施設等に通っているお子さん

③渋谷区外在住で、保護者が渋谷区内の会社等に勤務しており、渋谷区外の保育施設等に通っているお子さん

«保育施設等»

認可保育園、認定こども園、認証保育所、区立保育室、区立幼保一元化施設、定期利用保育、一時保育、東京都に届出済の認可外保育施設、幼稚園等

入園後の情報配信について

● しぶや保育メール

渋谷区では、大地震や台風などの災害に備え、お子さんと保護者の安否確認や引き取りに関する連絡手段として、緊急メール配信システムを運用しています。区内の区立・私立保育園、区立幼保一元化施設、認定こども園、区立保育室、認証保育所に在園のお子さんの保護者が対象です。震度5弱以上で安否確認やお子さんの引き取りに関しての緊急メールを一斉配信します。

● 保育支援システム（区立保育園、区立幼保一元化施設、区立保育園一時保育室）

渋谷区の区立保育園、区立幼保一元化施設、区立保育園一時保育室では、保護者と保育園との連絡ツールとして、株式会社コドモンにてリリースしている「コドモン」を利用しています。主に、登降園時間管理機能・連絡帳配信機能・お知らせ配信機能を活用し、保護者の皆様には、アプリケーションやWebを通じて、利用していただきます。

Q & A

Q 1 区立、私立保育園の違いは何ですか？

- A 1 区立保育園は、区が設置・運営しています。私立保育園は、社会福祉法人等が設置・運営しており、保育方針や施設の雰囲気などにそれぞれ特色があります。
保育料は区立・私立による違いはありませんが、延長保育料は、施設により異なります。

Q 2 認定こども園とは何ですか？

- A 2 保育園と幼稚園の機能や特長をあわせ持つ施設です。区内の認定こども園は、保育所型の認定こども園で、認可保育園として認可を受けています。
3～5歳児になると、保育が必要なお子さんに加え、保育の必要性にかかわらず、利用時間が短・中時間のお子さんも入園できます。
※短・中時間の利用を希望する場合は、各園に直接お問い合わせください。

Q 3 申込みは出張所でもできますか？

- A 3 申込みの受け付けは、区役所4階の保育課のみとなります。オンラインや郵送での申込みであれば来庁不要です。

Q 4 希望順位は利用調整に影響しますか？

- A 4 第1希望だから有利、第〇希望だから不利ということはありません。各園ごとP.14～15に掲載されている利用調整基準等により優先度が高い人から入園を内定します。
複数の保育園に入園できる場合、最上位の希望園に内定するよう調整しますので、空き状況にかかわらず、通いたい順番で希望順位を決めてください。

Q 5 出生前の申込みはできますか？

- A 5 4月入園申込み時のみ申込みができます。4月1日までに出産予定のお子さんについて利用申込みを受付けます。ただし、渋谷区の認可保育園では生後5・7日目の翌月の1日からお預かりするので出産日によっては入園月が5月、6月入園になる場合があります。
保育園入園後には復職をしていただくことになります。申込みの際にP.8～9に記載された必要書類のほか「母子健康手帳の写し」、「出生前の保育所利用申込に係る同意書」また「復職・復学に関する申立書」の提出が必要です。年度途中の申込みは生後5・7日経った希望入園月の申込みから可能になります。

Q 6 渋谷区民ですが、区外の保育園に申込みをすることはできますか？

- A 6 渋谷区の保育課窓口で申込みをしてください。郵送やオンラインでの申込みはできません。申込みの際は必ず事前に希望する保育園を管轄する市区町村に「申込み要件、申込み締切日、必要書類、空き状況等」をお問い合わせください。
転出を伴う申込みの場合、転出後に転出先の市区町村で、改めて利用申込みが必要です。

Q 7 各保育園等の空き状況は分かりますか？

- A 7 毎月下旬に翌々月入所の空き状況を渋谷区ホームページに掲載しています。空き状況は退園などにより随時変化するので、空き状況にかかわらず「入りたい順番」や「毎日通える範囲」を検討した上で希望する保育園等を選んでください。

Q 8

利用調整基準表の見方がわかりません。どのように指數をつけますか？

A 8 利用調整基準はP.14～15をご覧ください。

例：①父が週5日、1日8時間就労している	父基本指數	20
母が週5日、1日6時間就労している	母基本指數	18
父母の就労実績が6か月以上	調整指數 番号 13×2	2
申込み児を認可外保育施設に有償で預けている	調整指數 番号 8	2
(週5日・預かり時間が父母の就労時間をカバーしている場合)		
	(合計)指數	42
②父が週5日、1日8時間就労している	父基本指數	20
母が週5日、1日8時間就労している	母基本指數	20
父母の就労実績が6か月以上	調整指數 番号 13×2	2
母が出産・育児のための休業から復職前提	調整指數 番号 14	2
兄弟姉妹がすでに在園している園を申込み	調整指數 番号 9	2
	(合計)指數	46

Q 9

利用調整基準表の「同一指數となった場合の優先順位」順位1～1について、どのように優先順位が決まりますか？

A 9 利用調整基準はP.14～15をご覧ください。

例1：【基準日から遡って過去5年以内に渋谷区からの転出入があった場合】

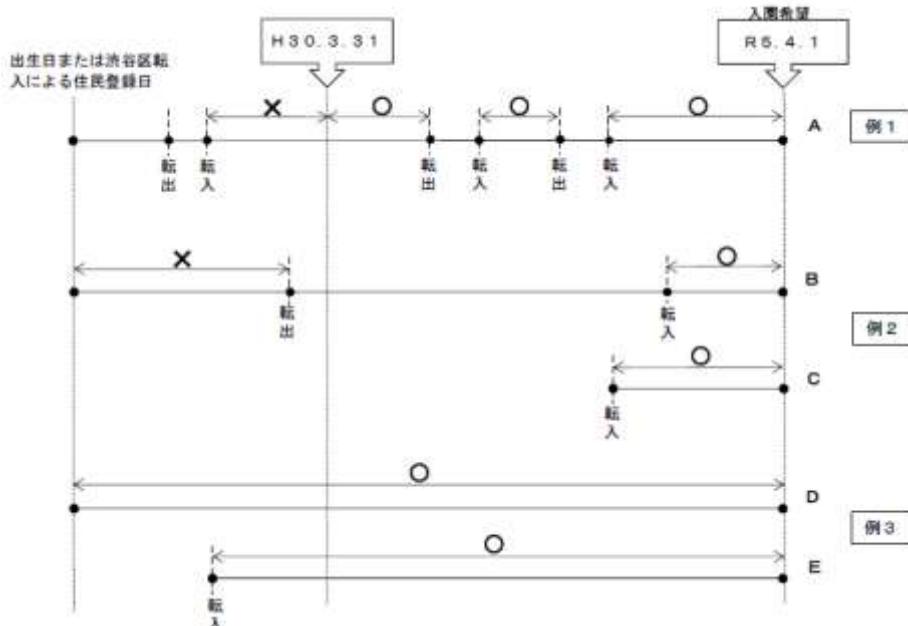
過去5年以内の渋谷区での住民登録期間（下記の図の○の期間）を合算した期間の長い世帯から優先されます。

例2：【基準日から遡って過去5年以上前に渋谷区での住民登録期間があった場合】

過去5年以上前の渋谷区での住民登録期間（下記の図の×の期間）は対象にならないので、Bよりも○の期間が長いCの方が優先されます。

例3：【基準日から遡って過去5年間の全期間渋谷区で住民登録されていた場合】

過去5年間の全期間住民登録されていた場合は、引き続く住民登録期間の長い世帯から優先されます。下記の図の場合、Eよりも○の期間が長いDの方が優先されます。



Q 1 0 申込み書類に不備があった場合はどうなりますか？

- A 1 0 申込み締切日までに書類を提出していただく必要があります。締切日を過ぎると次回の利用調整での反映になりますので、余裕をもってお申込みください。
※令和5年4月一次の入園申込みについては、申込み締切日とは別に追加書類の締切日を設けています。

Q 1 1 申込みを行った後に、希望園の変更はできますか？

- A 1 1 「保育の変更届」を提出していただくことにより変更することができます。変更は申込み締切日までに提出があった場合に反映できます。
※令和5年4月一次の入園申込みについては、申込み締切日とは別に追加書類の締切日を設けています。

Q 1 2 4月に待機になりましたが、毎月の申請は再度必要でしょうか？

- A 1 2 申込書の有効期限は原則として入園を希望する年度の1月入園申込みまでです。
4月入園の申込みをした場合、5月以降は希望園に空きがあるときに自動的に利用調整の対象となります。お待ちいただいている間に、就労状況、家庭状況、希望園等に変更があった場合は必ず届出をしてください。
※翌年度4月以降の入園を引き続き希望する場合は、再度申込みが必要です。

Q 1 3 保育園の競争率は何倍ですか？また、指數は何点あれば入園できますか？

- A 1 3 渋谷区では認可保育園は最大8か所希望できるので、実質倍率や何点あれば入園できるか等はお答えできません。希望園ごとに指數が高い人から入園を内定します。
※指數が高くても保育園の空きがなければ内定しません。また指數が低くとも他に希望している人がいない場合は内定するというように、空き状況や他の人のとの比較で内定するかどうかが決まります。

Q 1 4 認可保育園の入園が内定しましたが、辞退すると不利になることはありますか？

- A 1 4 次回の利用調整会議で不利になります。また内定を辞退した場合は「利用調整結果通知書（待機）」は送付されません。
例：5月1日入園の選考で認可保育園に内定したが辞退した場合、6月1日入園の利用調整では指數にかかわらず最下位となります。7月1日入園の利用調整では元の取扱いに戻ります。

Q 1 5 待機の順番を知ることはできますか？

- A 1 5 申込みがあった人すべてに順番をつける方法での調整はしておりませんので、お伝えできません。
また、お待ちになっている人の人数等も希望園の変更や新規申込、申込取下げなどにより常に変動するため、お伝えできません。

Q 1 6 会社員で週5日、1日8時間以上勤務していますが、長男の入園希望月が第2子の出産予定月をはさむ前後2か月にかかる場合、長男が保育園に通える期間と母の基本指數はどうなりますか？

- A 1 6 保育園に通える期間に関してはP.16をご覧ください。
指數は以下のとおりとなります。

【産後休暇後、直ちに復職する場合】

就労要件での申込みになり、P.14の就労日数、時間に応じた母の基本指數は20となります。

【産後休暇後、復職せずに育児休業を取得する場合】

出産要件での申込みになり、母の基本指數は8となります。

Q 1 7 申込み時に母が育児時間取得していますが、指数が下がってしまうのでしょうか？

また、復職時に育児時間取得する場合、内定が取消しになるのでしょうか？

A 1 7 正規の勤務時間が週5日・1日8時間以上の場合、勤務先の育児時間の制度を取得する場合は、「週5日・1日6時間以上」または「週4日・1日8時間以上」のいずれかの就労であれば指数が下がらずに正規の勤務時間で指数をつけます。

※復職時に上記の内容を下回る時間で復職した場合は内定取消しになります。

例1：正規の勤務時間 週5日・8時間勤務（9:00～17:00）

育児時間取得した勤務時間 週5日・6時間勤務（9:00～15:00）

→正規の勤務時間の指数がつきます。上記の育児時間で復職をしても内定取消しになりません。

例2：正規の勤務時間 週5日・10時間勤務（8:00～18:00）

育児時間取得した勤務時間 週4日・8時間勤務（9:00～17:00）

→正規の勤務時間の指数がつきます。上記の育児時間で復職をしても内定取消しになりません。

Q 1 8 保育園の見学はできますか？

A 1 8 保育園の見学は各保育園で対応しておりますので、事前に直接各保育園に電話をし、見学日や時間についてご相談ください。

Q 1 9 長男が保育園に通っていますが、第2子出産にあたり育児休業を取得する予定です。

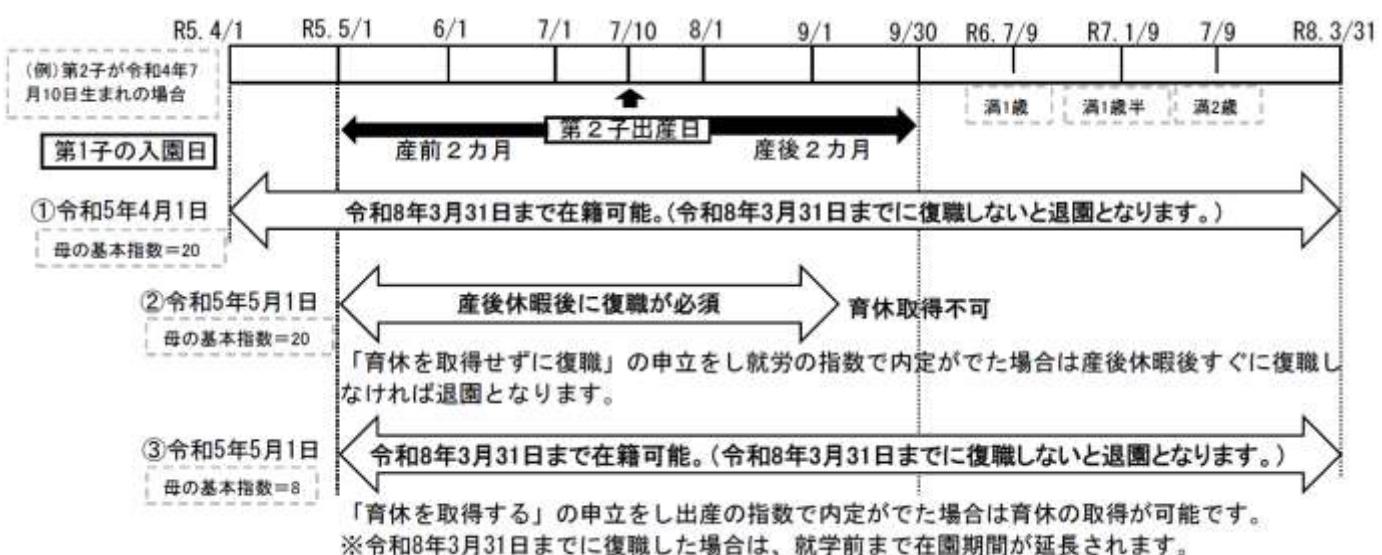
長男を引き続き保育園に通わせることはできますか？

A 1 9 認可保育園在園児の継続通園の特例に当てはまります。

育児休業中の勤務先に復職することを前提に、P.20に記載のある期間までは継続通園が可能となります。

ただし、第2子の出産予定月をはさむ前後2か月に長男の入園希望月がかかり、産後休暇後直ちに復職する条件で入園した場合は継続通園の特例は適用されません。産後休暇後直ちに復職できなかった場合、長男は退園となります。P.16をご覧ください。

Q 1 6 と Q 1 9 のまとめ ※以下の例は、父母の就労状況・住所等に変更がない場合



渋谷区内の認可保育園一覧

区（区立） = 区立保育園 私立 = 私立保育園 認（認定） = 認定こども園

令和4年10月1日現在

は1歳児クラスからの保育園です。

地区	種別	施設名	所在地	電話	受入れ年齢		施設名	所在地	電話	受入れ年齢		保育園MAP上の番号
					令和5年4月1日現在	令和5年4月1日現在				令和5年4月1日現在	令和5年4月1日現在	
新橋	区立	新橋保育園	恵比寿1-27-10	34444-0643	57日～	1	初台保育園 代々木保育園	初台2-17-22 木町1-5-5	3379-1734 3370-7549	57日～	35	35
	区立	広尾保育園	広尾5-7-1	34444-7457	57日～	2	初台保育園 木町第三保育園	代々木3-51-8	3378-4759	57日～	36	36
恵比寿	区立	シエル小娘模擬保育園・恵比寿	恵比寿1-34-11-101	6409-6848	57日～2歳	3	聖ヨゼフ保育園	代々木5-16-4	3460-9988	57日～	38	37
	区立	恵比寿保育園	恵比寿2-8-1	34461-6276	57日～	4	参宮橋ちとせ保育園	代々木4-50-13	3376-0616	57日～	39	39
水川	私立	代官山保育園	代官山町7-9	34461-4423	1歳～	5	(はる)の川いちこせ保育園	代々木4-57	3376-6010	57日～	40	40
	私立	(まつる)ランド渋谷	鷺谷町2-16	6712-7810	57日～	6	私立	グローバルキッズ懶ケ谷園	木町1-19-3	6276-7935	57日～	41
大向	ボビンズナーサリースクール恵比寿南	恵比寿南3-11-17	6452-4531	57日～	7	太陽の子代々木西参道保育園	代々木4-27-6	5302-6426	57日～	42	42	
	ボビンズナーサリースクール恵比寿南	恵比寿西2-13-5	6380-2395	57日～	8	みんなのめらいをつくる保育園初台	代々木4-37-15	6304-2088	1歳～	43	43	
上原	認定	恵比寿のひびこども園	恵比寿西1-19-1	5784-2531	57日～	9	ゆめの樹保育園(はづい)	初台2-13-11	6276-6534	1歳～	44	44
	認定	ボビンズナーサリースクール恵比寿南	東2-20-18	3409-1190	1歳～	10	さくらさくみらい 初台	初台2-19-16	6276-6439	1歳～	45	45
西原	区立	広尾上宮保育園	広尾4-1-1	3407-9042	57日～	11	代々木至誠こども園	代々木5-14-16	3485-2466	57日～	46	46
	区立	ベネッセ美竹の丘保育園	渋谷1-18-9	5464-6817	57日～	12	幼	山谷かきのみ園(山谷幼稚園)	代々木3-32-13	3370-1410	1歳～	47
上原	私立	渋谷東ちとせ保育園	東4-7-8	3486-3180	57日～	13	区	幡ヶ谷保育園	木町5-35-12	3377-7595	57日～	48
	私立	邊照広尾保育園	広尾1-3	6433-5730	57日～	14	私立	ベネッセ幡ヶ谷保育園	木町6-34	5302-8661	57日～	49
上原	認定	渋谷東しじんの園こども園	東1-29-1	3406-4169	57日～	15	本町	AIAI NURSERY 初台本町	木町2-6-3 2F	6304-2931	1歳～	50
	認定	大向保育園	松濤1-26-6	3468-2235	57日～	16	認定	本町さくらこども園	木町3-38-10	5358-5951	57日～	51
上原	私立	さくら上宮保育園	桜丘町23-21	5458-5200	57日～	17	本町	幡ヶ谷6-2	木町6-2-3 2F	5333-2688	57日～	52
	私立	渋谷もりのひこどり保育園神南	宇田川町38-4	3780-2388	57日～	18	本町	ベネッセ幡ヶ谷保育園	木町6-34	5302-8661	57日～	49
上原	区立	富ヶ谷保育園	富ヶ谷2-30-8	3467-3602	57日～	19	本町	幡ヶ谷第二保育園	木町2-6-3 2F	6304-2931	1歳～	50
	区立	富ヶ谷ちとせ保育園	富ヶ谷1-31-3	3460-4515	57日～	20	区	幡ヶ谷第三保育園	木町3-38-10	5358-5951	57日～	51
上原	私立	ボビンズナーサリースクール代々木上原	上原2-42	6407-1096	57日～	21	立	幡ヶ谷第三保育園	木町6-2-3 2F	5333-2688	57日～	52
	私立	さくらさくみらい 上原	上原3-37-9	6804-9086	1歳～	22	立	幡ヶ谷第二保育園	木町6-2-3 2F	5302-8661	57日～	49
上原	認定	薰る風・上原こども園アイリス	上原2-2-17	3465-0415	57日～	23	立	幡ヶ谷第一保育園	木町6-2-3 2F	6304-2931	1歳～	50
	認定	まちのこども園代々木上原	上原1-18-6	5738-7875	57日～	23	立	保育園うさぎどかめ	木町6-2-3 2F	3376-6842	1歳～	54
西原	区立	ばかりあ保育園・上原	上原2-24-15	5738-8225	57日～	24	立	まなびの森保育園幡ヶ谷	木町6-2-3 2F	3378-0876	1歳～	55
	区立	元代々木保育園	元代々木町51-19	3465-8663	57日～	25	立	さくらさくみらい 幌塚	木町6-2-3 2F	3376-1650	1歳～	55
西原	区立	聖ヨゼフ保育園 西原	西原1-47-2	5452-3100	57日～	28	幼	千駄ヶ谷ながよし園(千駄ヶ谷保育園)	木町6-2-3 2F	3378-0876	1歳～	56
	区立	西原保育園ゆめ	西原1-22-20	5750-8421	57日～	29	千駄ヶ谷	千駄ヶ谷3-34-9	木町6-2-3 2F	3376-6842	1歳～	57
西原	区立	西原ほほえみ保育園	西原1-40-3	3466-0581	57日～	30	千駄ヶ谷	千駄ヶ谷4-28-8	木町6-2-3 2F	3478-2037	1歳～	62
	区立	さくらさくみらい 西原	西原2-33-17	6804-7401	1歳～	31	千駄ヶ谷	千駄ヶ谷5-25-1	木町6-2-3 2F	6383-4138	1歳～	63
西原	認定	クローバリキッズ代々木上原園	西原3-15-10	5738-7104	1歳～	32	立	美希保育園北参道	木町6-2-3 2F	6457-7614	1歳～	64
	認定	クローバリキッズ代々木八幡園	代々木5-7-2	6407-1217	1歳～	33	立	千駄ヶ谷5-27-5	木町6-2-3 2F	5843-1721	1歳～	65
西原	認定	西原りどるばんぶくんず	西原2-46-4	5790-5012	57日～	34	立	アソシエイト神宮北参道保育園※2	木町6-2-3 2F	6380-6990	1歳～	66
	認定	西原りどるばんぶくんずANNEX	西原2-47-19	5738-5177	57日～	34	区	渋谷保育園	木町6-2-3 2F	6418-4361	1歳～	67
西原	神宮前	未来のカブセリ原宿保育園	西原1-22-20	5750-8421	57日～	29	千駄ヶ谷	千駄ヶ谷4-28-8	木町6-2-3 2F	6452-6365	1歳～	68
	神宮前	神宮前保育園	西原5-6-14	5740-0510	57日～	30	千駄ヶ谷	千駄ヶ谷5-6-1	木町6-2-3 2F	6418-4361	1歳～	69
西原	神宮前	神宮前3-18-25	神宮前3-18-25	3401-0952	57日～	31	千駄ヶ谷	千駄ヶ谷3-34-9	木町6-2-3 2F	6418-4361	1歳～	70
	神宮前	神宮前4-4-1	神宮前4-4-1	3402-8280	4歳～	32	千駄ヶ谷	千駄ヶ谷4-4-1	木町6-2-3 2F	6404-2987	1歳～	71
西原	神宮前	千駄ヶ谷幼稚園	千駄ヶ谷幼稚園	3402-8280	4歳～	33	千駄ヶ谷	千駄ヶ谷5-6-1	木町6-2-3 2F	6418-4361	1歳～	72
	神宮前	各園の募集人数等の詳細については別紙「令和5年4月入園の募集人数」をご覧ください。										

- ※ 1 0～2歳児は千駄ヶ谷保育園児として保育園舎を利用します。3歳児は千駄ヶ谷保育園児、
- 4～5歳児は千駄ヶ谷幼稚園児として幼稚園舎を利用します。（土曜日保育は保育園舎で行います。）
- ※ 2 令和5年4月新設

渋谷区内の認証保育所一覧

令和4年10月1日現在

☆ 入園等については、直接、各施設にお問い合わせください。

● 認証保育所

施設名	所在地	電話	定員	受入れ年齢	保育園マップでの表示
パレット保育園・初台 代々木上原駅前	代々木4-31-4 キャッスル新宿1、2階	5333-6041	40		◆A
ポピinzナーサリースクール 代々木	上原1-38-10	6407-2236	36	生後57日～ 小学校就学前まで	◆B
ポピinzナーサリースクール 代々木	代々木1-31-1	5333-4950	30		◆C
酒井保育室	笹塚3-42-7	3376-6683	23		◆D
フジキ保育室	笹塚2-29-4	3378-0283	26		◆E
エンゼル・ルーム なでしこ保育園	広尾5-8-2 元代々木町24-1	3446-9462	20	生後57日～ 2歳児まで	◆F
コミュニティハウス保育室ボッボ	本町6-16-4	3320-8163	18		◆G
					◆H

保育園マップ

